

## 岸本町・溝口町合併協議会 第20回会議 参考資料

### 1. 事務事業調整書面報告（事務レベル調整）

(1) 財産の取り扱い	1
(2) 機構及び組織の取り扱い	2
(3) 使用料、手数料等の取り扱い	3
(4) 補助金、交付金等の取り扱い	4
(5) 諮問機関の取り扱い	8
(6) 各種事務事業の取り扱い（消防防災関係事業）	13
(7) 各種事務事業の取り扱い（地域コミュニティ事業）	15
(11) 各種事務事業の取り扱い（医療費助成事業）	16
(12) 各種事務事業の取り扱い（健康づくり事業）	17
(13) 各種事務事業の取り扱い（児童福祉事業）	18
(14) 各種事務事業の取り扱い（障害者福祉事業）	20
(15) 各種事務事業の取り扱い（その他福祉事業）	21
(16) 各種事務事業の取り扱い（環境対策事業）	23
(17) 各種事務事業の取り扱い（保育事業）	24
(18) 各種事務事業の取り扱い（衛生関係事業）	26
(19) 各種事務事業の取り扱い（下水道事業）	27
(20) 各種事務事業の取り扱い（土木建設事業）	29
(21) 各種事務事業の取り扱い（農林水産事業）	31

(22) 各種事務事業の取り扱い(商工業事業)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
(23) 各種事務事業の取り扱い(観光事業)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
(24) 各種事務事業の取り扱い(学校教育事業)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
(25) 各種事務事業の取り扱い(文化振興事業)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
(26) 各種事務事業の取り扱い(その他)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表						専門部会長専決事項		
専門部会名	総務部会		責任者	岡田賢治	ワーキンググループ名	財産の取扱い		
合併協定項目	5 財産の取扱い		各種事務事業の取扱い			備考		
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点		調整方法	
1	<p>庁舎駐車場                      庁舎の駐車場の確保により、来客等の利便を図ることを目的とする。</p> <p>1 庁舎関係駐車場                      岸本町役場駐車場 156台                      内訳 公用車20台(内車庫14台) 750m<sup>2</sup>                      来客用65台(内身障者用2台) 1,210m<sup>2</sup>                      職員用71台 1,062m<sup>2</sup></p> <p>2 旧庁舎駐車場                      職員用 36台 943m<sup>2</sup></p>		<p>庁舎駐車場                      庁舎の駐車場の確保により、来客等の利便を図ることを目的とする。</p> <p>1 庁舎関係駐車場                      溝口町役場駐車場142台                      内訳 庁舎駐車場 44台                      (内身障者用2台) 2,971m<sup>2</sup>                      公営駐車場 49台 1,697m<sup>2</sup>                      職員等駐車場49台 812m<sup>2</sup></p> <p>職員駐車場料として、年額50千円を職員親和会が支払。</p>		溝口町職員駐車場の必要性について、検討の余地がある。		現行のまま新町に引き継ぐ  溝口町職員駐車場は、合併後の職員配置により契約更新等を検討する。	
2	<p>駐車場(公営駐車場)</p> <p>町が駐車場を確保することにより、各種事業や催しに活用でき、住民の利便を図ることを目的とする。</p> <p>1. 大山パーキング駐車場(無料)                      区画数 7台分(区画線なし)                      面積 414m<sup>2</sup></p> <p>2. 伯耆ニュータウン駐車場(有料2,000円/月)                      区画数 22区画                      面積 918m<sup>2</sup></p>		<p>駐車場(公営駐車場)</p> <p>町が駐車場を確保することにより、各種事業や催しに活用でき、住民の利便を図ることを目的とする。</p> <p>1. 公営駐車場(役場隣接)                      区画数 46区画                      面積 1,697m<sup>2</sup>(一部借地)</p>		課題・問題点なし		現状のまま、新町へ引継ぐ。	
3	<p>駐輪場</p> <p>住民等の利便に資する。</p> <p>1 庁舎駐輪場(来客者・職員利用) 9m<sup>2</sup></p> <p>2 岸本駅駐輪場(駅利用者用)</p>		<p>駐輪場</p> <p>住民等の利便に資する。</p> <p>1 庁舎駐輪場(来客者・職員利用) 9.6m<sup>2</sup></p> <p>2 溝口駅駐輪場(駅利用者用:JR所有)</p>		課題・問題点なし		現状のまま新町に引継ぐ	

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表						専門部会長専決事項	
専門部会名	企画部会	責任者	杉原良仁	ワーキンググループ名	機構及び組織の取扱い	責任者	住田浩平
合併協議項目	7 機構及び組織の取扱い		各種事務事業の取扱い		備考		
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点		調整方法		
1	<p>事務改善に関すること</p> <p>事務改善委員会構成員（庁内プロジェクトチーム） 委員長：町長（河合 勝） 委員：4名 町長から任命された職員が兼務である。 事務局：行政改革推進室</p> <p>事務改善委員会の主な業務 電算システムの導入運用の検討、実施 庁内事務の効率化の検討、実施</p>	<p>事務改善（機構）に関すること</p> <p>行政事務検討委員会構成員 委員長：総務課長 副委員長：企画課長 委員：4名 行政係長、財政係長、町職員親和会長、 町職員組合委員長 事務局：企画課</p> <p>行政事務検討委員会の主な業務 事務事業の簡素・効率化 行政機構の合理化</p>	業務内容及び組織の構成員に違いがある。		<p>合併後に一元化を図る。</p> <p>新町発足後、新町の組織体制に<b>合わせて</b>、速やかに組織化を検討する。</p>		
2	<p>行財政改革検討委員会</p> <p>「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針」等に沿って行政改革の推進を行う。</p> <p>行財政改革全般について協議・決定を行う。 （課の分離統合、補助金・助成金に関する要綱等、使用料・手数料、業務システム等）</p> <p>構成委員（庁内プロジェクト） 委員長：助役 委員：総務課長、産業観光課長、健康福祉課長、住民環境課長 事務局：行政改革推進室</p>	<p>行政事務改善委員会</p> <p>「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針」等に沿って行政改革の推進を行う。</p> <p>行財政改革全般について協議・決定を行う。 （課の分離統合、補助金・助成金に関する要綱等、使用料・手数料、業務システム等）</p> <p>構成員 委員長：助役 委員：職員のうちから町長が任命 事務局：企画課</p>	組織の構成員に違いがある。		<p>合併後に一元化を図る。</p> <p>新町発足後、新町の組織体制に<b>合わせて</b>、速やかに組織化を検討する。</p>		

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							専門部会長専決事項		
専門部会名	住民環境部会		責任者	永見文夫	ワーキンググループ名	環境衛生関係事業		責任者	野坂博文
合併協定項目	17 使用料、手数料等の取り扱い		各種事務事業の取扱い			備考			
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点			調整方法	
1	し尿収集手数料  し尿収集手数料 18リットルにつき180円  収集業者（みつわ衛生社）が排出者から直接徴収		し尿収集手数料  し尿収集手数料 18リットルにつき180円  収集業者（みつわ衛生社）が排出者から直接徴収		* 収集単価及び収集許可業者が同一であり。特に問題はない。			* 現行のとおり、新町に引き継ぐ。	

専門部会名	住民環境部会	責任者	永見文夫	ワーキンググループ名	その他事務事業	責任者	小村 健
合併協定項目	18 補助金、交付金等の取り扱い	各種事務事業の取扱い			備考		
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点	調整方法		
1	<p>岸本町保護司会補助金</p> <p>岸本町保護司の実践活動を通じて、明るく住みよい地域社会を創る。</p> <p>補助金の交付の対象となる経費は、保護司の職務上の活動及び研修会参加に要する経費とする。</p> <p>補助額は、当該年度の事業を検討し、予算の定める額とする。</p> <p>平成15年度 保護司会運営補助金 150,000円(50,000円×3名分)</p> <p>主な内訳 西伯保護区保護司会町村負担金 28,300円 西伯郡保護司会費 11,800円×3名=35,400円 その他団体への負担金 25,000円 各種研修会参加費用弁償(打切り) 61,300円</p> <p>保護司 3名(西伯保護区で定数) 任期2年</p> <p>事務概要 申請受理 審査 決定 支払</p>	<p>溝口町保護司会補助金</p> <p>溝口町保護司の実践活動を通じて、明るく住みよい地域社会を創る。</p> <p>補助金の交付の対象となる経費は、保護司の職務上の活動及び研修会参加に要する経費とする。</p> <p>補助金の額は、定額。</p> <p>平成15年度 日野郡保護司会負担金予算額 35,000円 町保護司会補助金 80,000円(7名分)</p> <p>保護司 7名(日野保護区で定数)任期2年</p> <p>事務概要 申請受理 審査 決定 支払</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>保護区の活動区域、定数が違う。 (西伯保護区32名・内岸本3名、日野保護区31名・内溝口7名)</li> <li>所属する郡によって活動内容が異なるため、上部団体へ負担する金額が違う。</li> <li>市町村合併後の保護司の活動区域及び定数については、合併特例法期限後に保護監察所で見直しが行われる予定。(平成17年3月末)</li> <li>当面は、合併しても現体制のままということなので、新町移行後もそれぞれ旧町が所属していた郡の活動を行なうことになる。 (岸本町の保護司は西伯保護区、溝口町は日野保護区の活動を新町以降後も保護区の見直しがあるまで行なう)</li> </ul> <p>保護区の定数は、人口、面積、事件数等で決定</p>	<p>当面現行どおりとする。</p> <p>(保護区見直し後に新たに定める。平成17年度から一元化する。)</p>		
2	<p>汚泥収集補助金</p> <p>団地(田園・みどり・リバータウン)の汚泥分離槽に発生する、沈殿物の処理に対し補助し、水質汚濁の防止を図る。</p> <p>団地内の流末に設置された汚泥分離槽の汚泥処理に係る経費の2分の1を補助する。</p> <p>(補助限度額 75000円)1回当</p> <p>対象地区(田園町・みどり団地・リバータウン)</p>	該当事業なし		<ul style="list-style-type: none"> <li>*岸本町のみ制度</li> <li>*下水道の整備により、事業の対象とする地区の見直しが必要</li> </ul>	<p>現行のとおり新町に引継ぐ</p> <p>*下水道等供用開始地区については、供用開始後3年が経過した場合は、対象地区から除外する。</p>		

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							専門部会長専決事項	
専門部会名	産業経済部会	責任者	梅原 久義	ワーキンググループ名	農林水産事業	責任者	谷口 仁志	
合併協定項目	18 補助金、交付金の取扱い	各種事務事業の取扱い			備考			
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点	調整方法			
3	制度なし	<p><b>水田を中心とした土地利用型農業活性化対策事業（単町補助）</b></p> <p>【目的】 国が実施する生産調整は、米価安定のため止むえないものであるが、農家の所得の減収や農業に対する意欲を失わせるものである。このため、本町においては、独自の補助制度をJA西部溝口町支所と合同で実施し、農地の保全、農業の推進を図るため。</p> <p>【内容等】 計画樹立促進助成 部落平等割5,000円、農家数割1,000円(達成集落)及び500円(未達成集落)、 転作面積割(達成集落のみ)100円/a 特産物生産助成 白ねぎ・すいか・ハウスメロン・自然薯・花卉・タバコ・ピーマン・そば・大豆5,000円/10a 田・畑を問わない 畜産振興助成 青刈トウモロコシ・えん麦・青刈ソルガム5,000円/10a 畜産農家又は畜産農家と供給契約している農家のみ 田・畑を問わない 景観形成作物 ひまわり・コスモス・レンゲ・その他5,000円/10a 【財源内訳】 一般財源 8/10 農協 2/10</p> <p>平成14年度決算額 5,159千円(8割部分) 平成15年度予算額 4,361千円</p>		溝口町のみ事業を実施している。	<p>溝口町の例を基に、合併時に新たに定める。岸本町の特産物も対象となるようにする。</p> <p>計画樹立促進助成については、合併後廃止し、岸本町農事実行組合交付金で対応する。</p> <p>農協の補助については協議中。</p>			
4	<p>農事実行組合交付金</p> <p>【目的】 農事実行組合単位で、米の生産調整と農業に関係した各種事業を推進する。</p> <p>【内容等】 農事実行組合は農協組織であるが、岸本町では米の生産調整を各農事実行組合単位で実施している。またそれに関係して農業に関する各種事業の取りまとめ等も農事実行組合単位で実施している。交付金はその手当的なものである。</p> <p>金額： 均等割 6,700円(1組合あたり) 33組合 600円(農家1戸あたり) 農家数800戸</p> <p>【財源内訳】 財源内訳：一般財源 平成14年度決算額 696千円 平成15年度予算額 702千円</p>	制度なし		岸本町のみで事業を実施している。	<p>平成16年度からは米政策改革が始まり、平成20年には農業者・農業団体が主体的に需給調整を行っていく方向に変わっていく。</p> <p>岸本町の例により新町に引き継ぐ。 交付額については、別途調整する。</p>			

専門員会長専決事項	
責任者	谷口・安達

専門部会名	産業経済部会	責任者	梅原 久義	ワーキンググループ名	農林水産事業(農業)・観光事業	責任者	谷口・安達																									
合併協定項目	18 補助金、交付金の取扱い	各種事務事業の取扱い			備考																											
連番	岸 本 町	溝 口 町			課題・問題点	調整方法																										
5	<p><b>中核的農家育成事業</b></p> <p>【目的】 農業経営を改善、強化しようとする農業者に対し、経営規模の拡大を促進するとともに、遊休農地の有効活用を図る。</p> <p>【内容等】 農業経営基盤強化促進法により、3年以上の利用権設定(賃借権)を受けた収益性の高い農業経営者に対し、小作料の軽減を図るため、奨励金を交付する。 ただし国・県の助成対象となったものは除く。 交付対象者は、農地を1.5ha以上に規模拡大し、生産性の高い農業経営が可能な者。</p> <table border="1"> <tr> <td>交付条件</td> <td>利用権設定期間</td> <td>交付額(10aあたり)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">利用権設定</td> <td>3～6年</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>6～10年</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>10年以上</td> <td>15,000円</td> </tr> </table>	交付条件	利用権設定期間	交付額(10aあたり)	利用権設定	3～6年	4,000円	6～10年	10,000円	10年以上	15,000円	<p><b>水田受託促進事業</b></p> <p>【目的】 ・水田の健全な利用の確保及び地域の担い手の育成及び農地の集積を図る。 ・一定の要件を満たして利用権設定を受けた担い手等に対して助成する。</p> <p>【内容等】</p> <table border="1"> <tr> <td>助成要件</td> <td>経営の受託条件</td> <td>助成単価</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>通算の受託面積の和が1ha以上</td> <td>3年以上の利用権設定</td> <td>設定初年度 30,000円/10a</td> <td>更新も対象とする。</td> </tr> </table>				助成要件	経営の受託条件	助成単価	備考	通算の受託面積の和が1ha以上	3年以上の利用権設定	設定初年度 30,000円/10a	更新も対象とする。	<p>両町で同趣旨の事業を実施してはいるが、事業の内容が違う。</p>	<p>溝口町の例により新町に引き継ぐ。</p>							
		交付条件	利用権設定期間	交付額(10aあたり)																												
		利用権設定	3～6年	4,000円																												
			6～10年	10,000円																												
			10年以上	15,000円																												
助成要件	経営の受託条件	助成単価	備考																													
通算の受託面積の和が1ha以上	3年以上の利用権設定	設定初年度 30,000円/10a	更新も対象とする。																													
6	<p><b>コンベンションビューロー補助金</b></p> <p>【目的】 鳥取県内での各種大会・会議の誘致を促進する。</p> <p>【内容等】 岸本町内で開催される会議に対し、県・町で事業費の100%を補助する。事業実施主体:財団法人とっとりコンベンションビューロー。</p> <p>【14年度】 (コンベンションの内容)</p> <table border="1"> <tr> <td>区 分</td> <td>期日</td> <td>場所</td> <td>参加者</td> <td>事業費</td> </tr> <tr> <td>SPC2002春季全国大会</td> <td>H14.4月</td> <td>イタルホテル</td> <td>678人</td> <td>500,000円</td> </tr> <tr> <td>第22回神経放射線ワークショップ</td> <td>H14.7月</td> <td>イタルホテル</td> <td>344人</td> <td>600,000円</td> </tr> <tr> <td>全法連秋期助成セミナー</td> <td>H14.10月</td> <td>イタルホテル</td> <td>591人</td> <td>500,000円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1,600,000円</td> </tr> </table> <p>(内訳) ・岸本町分 1,600,000円×1/2=800,000円 ・県 1,600,000円×1/2=800,000円</p> <p>(事業対象) ・中国地方以上の広域からの参集であること。 ・県内に宿泊し、県外在住参加者が200人以上であること。</p> <p>(その他) ・事業費については、その会議の参加者によって異なる。 ・事業費の内、各1/2づつを県・町で補助する。</p>	区 分	期日	場所	参加者	事業費	SPC2002春季全国大会	H14.4月	イタルホテル	678人	500,000円	第22回神経放射線ワークショップ	H14.7月	イタルホテル	344人	600,000円	全法連秋期助成セミナー	H14.10月	イタルホテル	591人	500,000円	計				1,600,000円					<p>・岸本町のみ事業実施。</p>	<p>・岸本町の例により、新町に引き継ぐ。</p>
		区 分	期日	場所	参加者	事業費																										
		SPC2002春季全国大会	H14.4月	イタルホテル	678人	500,000円																										
		第22回神経放射線ワークショップ	H14.7月	イタルホテル	344人	600,000円																										
		全法連秋期助成セミナー	H14.10月	イタルホテル	591人	500,000円																										
計				1,600,000円																												



行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							専門員会長専決事項	
専門部会名	産業経済部会	責任者	梅原 久義	ワーキンググループ名	農林水産事業(農業)・観光事業	責任者	谷口・安達	
合併協定項目	18 補助金、交付金の取扱い	各種事務事業の取扱い			備考			
連番	岸 本 町	溝 口 町			課題・問題点	調整方法		
7	該当なし	<b>農協生産部会補助事業</b> 【目的】 各生産部会(7部会)の活動を支援し特産物の振興を図る。 【内容等】 部会 自然薯部会・白ねぎ部会・椎茸部会・スイカ部会・ メロン部会・和牛部会・花卉部会  1部会当り 30,000円助成			溝口町のみ事業を実施している。	溝口町の例により、新町に引き継ぐ。		

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表						専門部会長専決事項	
専門部会名	総務部会	責任者	岡田賢治	ワーキンググループ名	諮問機関の取扱い	責任者	若林成人
合併協定項目	20 諮問機関の取扱い		各種事務事業の取扱い		備考		
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点		調整方法		
1	<p>委員会、審議会、協議会等の委員又は役職員の任命に関する事 議会の議決を要する委員等の任命について ・議会提出稟議・議案作成 = その事務事業を実施する担当課 決裁後の稟議書は、総務課が保管 ・任命稟議・辞令作成 = 総務課 議会の議決を要さない委員等の任命について ・任命稟議・辞令作成 = その事務事業を実施する担当課 決裁後の稟議書は、総務課(人事担当)が保管 議員の委員就任について 議会の議決が必要な案件を審議する審議会等には、議会代表の委員を置かない。(議会との申し合わせ事項)</p>	<p>委員会、審議会、協議会等の委員又は役職員の任命に関する事 議会の議決を要する委員等の任命について ・議会提出稟議・議案作成 = その事務事業を実施する担当課 決裁後の稟議書は事務事業を実施する担当課が保管 ・任命稟議・辞令作成 = 総務課 議会の議決を要さない委員等の任命について ・任命稟議・辞令作成：その事務事業を実施する担当課 決裁後の稟議書は事務事業を実施する担当課が保管 議員の委員就任について 条例等で定めてあるものを除き、審議会等の委員については、議会代表として議会議員を選任しないこととしている。(議会との申し合わせ事項)</p>	<p>1. 決裁後の稟議書の保管課が異なる。 岸本町：総務課 溝口町：担当課 2. 議会議員を委員として選任することについて、新町議会との調整が必要</p>		<p>1. 現行のとおり新町に引き継ぐ。 (決裁後の稟議書の保管課は総務課とする。) 2. 議会議員を委員として任命することについては、新町発足までに議会と調整する。</p>		
2	<p>岸本町表彰審議委員会 目的：岸本町表彰条例に基づく表彰を行う場合に町長が意見を聞くために設置する。 委員等の構成：5名 町助役、住民の中から町長が選任した者4名 活動内容：町長が招集し毎年1回本会を開催する。 町長が委員に意見聴取し、その審議を行う。 委員報酬：日額5,300円</p>	<p>溝口町表彰審議会 目的：溝口町表彰条例に基づく表彰を行う場合に町長の諮問に答申するために設置する。 委員等の構成：7名 議会議長、副議長、教育委員会委員長及び委員長職務代理者、学識経験者3名(住民の中から町長が選任した者) 活動内容：会長(議会議長)が招集し開催する。 町長からの諮問について審議し、答申を行う。 委員報酬：日額 委員長6,000円 委員5,500円</p>	委員の構成等が違う。		合併後に一元化する。 委員の構成等については、新町発足後に検討し定める。 委員報酬は別途調整		
3	<p>岸本町名誉町民選考審議会 目的：名誉町民の適格者の選考を行う。 委員等の構成：学識経験者、町職員 5人以内 活動内容：町長の諮問に応じ、調査、審議を行う。 委員報酬：日額 5,300円 必要の生じた都度に設置する。</p>	<p>溝口町名誉町民選考審議会 名誉町民の適格者の選考を行う。 委員等の構成：議長、副議長、常任委員長、教育委員会委員2人、学識経験者5人 計12人 活動内容：町長の諮問に応じ、調査、審議を行う。 委員報酬：日額 5,500円 必要の生じた都度に設置する。</p>	委員の構成が違う。		合併後に一元化する。 委員の構成については、新町発足後に検討し定める。 委員報酬は別途調整		

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							専門部会長専決事項		
専門部会名	総務部会		責任者	岡田賢治	ワーキンググループ名	諮問機関の取扱い		責任者	若林成人
合併協定項目	20 諮問機関の取扱い		各種事務事業の取扱い			備考			
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点			調整方法	
4	<p>岸本町防災会議</p> <p>目的：岸本町防災計画の策定に参画するなど防災体制の確定に寄与する。</p> <p>委員等の構成： 岸本郵便局長、米子地方県土整備局長、西部健康福祉センター所長、溝口警察署長、岸本町消防団長、J A 西部岸本基幹支所長</p> <p>活動内容： 1. 岸本町防災計画の策定に参画する。 2. 防災体制確立のため意見を具申する。 3. 防災に必要な資料を提供する。</p> <p>日額 5,300円</p>		<p>溝口町防災会議</p> <p>目的：溝口町防災計画の策定に参画するなど防災体制の確定に寄与する。</p> <p>委員等の構成：日野総合事務所県土整備局長、福祉保健局長、農林局長、中国電力米子営業所長、溝口警察署長、溝口町消防団長、国土交通省日野川河川事務所、西部広域消防江府消防署溝口出張所長</p> <p>活動内容： 1. 溝口町防災計画の策定に参画する。 2. 防災体制確立のため意見を具申する。 3. 防災に必要な資料を提供する。</p> <p>日額 5,500円</p>		<p>1 委員構成が異なる。 2 委員報酬が異なる。</p>			<p>1. 委員構成は合併後速やかに定める。 2. 委員報酬は別に定める。</p>	
5			<p>溝口町水防協議会</p> <p>目的：水防法の規定により、水防に関する事項について、調査審議することを目的とする。 委員等の構成：会長（水防管理者 - 町長）1名 委員（関係行政機関の職員、水防関係団体の代表者、学識経験者）8名 活動内容：水防計画その他水防に関し、必要な事項を調査審議すること。  委員報酬：5,500円</p>		<p>溝口町は、水防協議会を設置している。</p>			<p>溝口町の例により、合併後、早急に一元化する。  委員報酬は別途調整</p>	

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表						専門部会長専決事項	
専門部会名	企画部会		責任者	杉原良仁	ワーキンググループ名		
合併協議項目	20 諮問機関の取扱い		各種事務事業の取扱い			備考	
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点			調整方法	
6	岸本町農村環境改善センター運営委員会 条例で、改善センター運営委員会を設置することが出来るとしているが、実際には設置していない。	溝口町農村環境改善センター運営委員会 溝口町農村環境改善センター運営委員会の組織、運営等に関し必要な事項を定める。 運営委員会委員数10名以内 ・町議会議員・農業協同組合の理事又は代表職員・各種団体の代表者 ・学識経験を有する者 ・その他町長が必要と認める者  町長の諮問に応じ、次に掲げる事項の調整及び審議を行う。 1 溝口町農村環境改善センターの業務の運営に関する事 2 その他溝口町農村環境改善センター業務の適正な運営のために必要な事項	岸本町では条例で運営委員会を設置することができるとしているが設置していない。 溝口町では町長の諮問に応じて調査及び審査を行うとあるが、設置以来ほとんど運営委員会を開催していない状況にある。			岸本町の例により、合併時に改正する。 「設置することが出来る」とする条例に改める。	
7	個人情報保護審議会 個人情報の電算処理を行うにあたって適正な運用を図るため。 町内に居住する者で、町長が委嘱する者10人以内。 人権擁護委員3名、岸本地区労働者協議会議長、町身体障害者福祉協会会長、町青年団長、町連合母子会会長 町長の諮問に応じて、電算処理に係る個人情報の保護に関する事及び下記の事項について審議し、答申する。 ・大規模な又は個人的秘密を侵害するおそれがある電子計算処理システムの開発に関する事 ・電子計算組織に記録する個人情報の範囲に関する事 ・個人情報を外部に提供する場合の範囲の限界に関する事 ・その他、町長が審議会に諮問することが適当であると認める事。 その他、電算処理に係る個人情報の保護に関する事について、町長に意見を述べる事ができる。		岸本町には存在するが、溝口町には存在しない。  大規模な電子計算処理システムの開発に関する事についても審議・答申することになっているが、鳥取県西部個人情報保護審査会では、これは審査の対象となっていない。			合併時に廃止する。 西部個人情報保護審査会にて審査を行うため  大規模な電子計算処理システムの開発については、合併後の新しい組織体制の中で、検討の場を設ける。	

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							専門部会長専決事項	
専門部会名	産業経済部会	責任者	梅原 久義	ワーキンググループ名	農林水産事業(農業)	責任者	谷口 仁志	
合併協定項目	20 諮問機関の取扱い		各種事務事業の取扱い		備考			
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点	調整方法			
8	<p>岸本町農政懇談会</p> <p>【目的】 岸本町の農林産業の振興を図る。</p> <p>【委員等の構成】 鳥取西部農業協同組合理事 1人 鳥取西部農業協同組合岸本町支所長 1人 農林産業団体の役員 3人以内 学識経験者 若干名 (町長が委嘱する) 委員の任期 2年</p> <p>【活動内容】 町長の諮問に応じ、町の農林産業の基本施策について、調査研究して答申する。また、必要に応じて議長に意見を述べるができる。</p> <p>【委員報酬】 会議出席日当 4,800円/日</p>	<p>溝口町農業振興審議会</p> <p>【目的】 溝口町の農政の総合的な振興を図る。</p> <p>【委員等の構成】 議会議員3人 農業委員 3人 鳥取西部農協理事・職員 3人・森林組合理事2人 学識経験者5人 特別委員 若干名 (町長が委嘱する) 委員の任期 2年</p> <p>【活動内容】 溝口町の農政の総合的な振興を図るため、基本施策等について、町長の諮問に応じて審議調査する。また、建議することもできる。</p> <p>【委員報酬】 会議出席報償 会長6,000円/日 委員5,500円/日</p>		いずれも農業振興上の諮問機関であるが、名称・組織構成等異なる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併後に一元化する。</li> <li>・報酬については、別途調整する。</li> </ul>			
9	<p>農業経営改善計画認定審査会</p> <p>【目的】 経営感覚に優れ、安定的な農業経営を確立するため、具体的目標を達成しようとする意欲ある農業者を認定農業者として認定する。</p> <p>【委員等の構成】 西部総合事務所農林局 農業振興課 米子農業改良普及所 鳥取西部農協 南部営農センター 岸本町産業観光課 岸本町農業委員会</p> <p>【活動内容】 意欲ある農業者を認定農業者として認定する。農業の担い手の明確化を図るため、岸本町農業経営改善計画認定事業を実施する。</p> <p>【委員報酬】 なし</p>	<p>農業経営改善計画認定審査会</p> <p>【目的】 経営感覚に優れ、安定的な農業経営を確立するため、具体的目標を達成しようとする意欲ある農業者を認定農業者として認定する。</p> <p>【委員等の構成】 日野総合事務所農林局 農業振興課 日野農業改良普及所 鳥取西部農協 日野営農センター 溝口町産業課 溝口町農業委員会</p> <p>【活動内容】 意欲ある農業者を認定農業者として認定する。農業の担い手の明確化を図るため、溝口町農業経営改善計画認定事業を実施する。</p> <p>【委員報酬】 なし</p>		なし	現行どおり新町に引き継ぐ。			

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							専門部会長専決事項	
専門部会名	産業経済部会	責任者	梅原 久義	ワーキンググループ名	農林水産事業(農業)	責任者	谷口 仁志	
合併協定項目	20 諮問機関の取扱い		各種事務事業の取扱い		備考			
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点	調整方法			
10	<p>岸本町農業振興地域整備促進協議会</p> <p>【目的】 岸本町の農業振興地域整備計画を樹立するにあたり、振興地域の指定又は区域の変更整備計画に基づく事業推進等の重要事項について町長の諮問に応じて協議することを目的とする。</p> <p>【委員の構成】 農業委員会委員 1人 鳥取西部農業協同組合理事 1人 森林組合理事 1人 農家組合長 1人 学識経験者 10人</p> <p>【活動内容】 岸本町の農業振興地域整備計画を樹立するにあたり、振興地域の指定又は区域の変更整備計画に基づく事業推進等の重要事項について町長の諮問に応じて協議する。 農業振興地域からの除外申請にあたり、個別案件もこの協議会で審議している。</p> <p>【委員報酬】 会議出席報償 4800円/日</p>	該当なし		岸本町のみ組織がある。	岸本町の例により新町に引き継ぐ。報酬については別途協議する。			
11	<p>岸本町鳥獣被害対策協議会</p> <p>【目的】 鳥獣による農作物等の被害を防止し、適正かつ円滑な被害防止対策を講じるため、岸本町鳥獣被害対策協議会を設置する。</p> <p>【委員等の構成】 鳥取西部農業協同組合 鳥取県獺友会岸本支部 伯耆農業共済組合 岸本町 鳥獣保護員 農事実行組合長協議会 ・協議会委員長は、町長が務める。 区長協議会</p> <p>【活動内容】 ・毎年4月に対策協議会を立ち上げ、前年の捕獲数、現況の被害等について話し合う。 ・また、許可事務について確認する。</p> <p>【委員報酬】 なし</p>	<p>溝口町有害鳥獣被害対策連絡協議会</p> <p>【目的】 鳥獣による農作物等の被害を防止し、適正かつ円滑な被害防止対策を講じるため、溝口町有害鳥獣被害対策連絡協議会を設置する。</p> <p>【委員等の構成】 ・農協溝口町支所長 ・鳥獣保護員2名 ・獺友会二部支部 ・獺友会溝口支部 ・二部地区有害鳥獣駆除班 ・溝口地区有害鳥獣駆除班 ・日野総合事務所農林局 ・農業共済 ・溝口町</p> <p>【活動内容】 毎年1回協議会を開催し、被害状況の把握を行い、対策等について協議する。</p> <p>【委員報酬】 なし</p>		委員の構成が異なる。	合併後に一元化する。			

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							専門部会長専決事項		
専門部会名	総務部会		責任者	岡田賢治	ワーキンググループ名	情報通信事業		責任者	松本雅樹
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い 02 消防防災関係事業		備考				
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点			調整方法	
1	<p>鳥取県防災行政無線の取扱い 災害時における一般電話回線の混乱に影響されないための通信手段。</p> <p>県と市町村・消防局及び鳥取地方気象台等、鳥取県の災害防止に係る機関を相互に結ぶ無線通信網。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 庁舎一般電話に「無線」が内蔵してある。</li> <li>2 防災ファクシミリは総務課に設置。受信確認は総務課及び宿直室に設置してある。</li> <li>3 災害のないときでも県庁又は近隣町村への電話は無線を利用し、通話を行っている。</li> <li>4 識別信号「ぼうさいきしもと」</li> <li>5 所管 鳥取県</li> </ol>		<p>鳥取県防災行政無線の取扱い 災害時における一般電話回線の混乱に影響されないための通信手段。</p> <p>県と市町村・消防局及び鳥取地方気象台等、鳥取県の災害防止に係る機関を相互に結ぶ無線通信網。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 庁舎一般電話に「無線」が内蔵してある。</li> <li>2 防災ファクシミリは無線室に設置、受信確認は無線室及び宿直室に設置してある。</li> <li>3 災害のないときでも県庁又は近隣町村への電話は無線を利用し、通話を行っている。</li> <li>4 識別信号「ぼうさいみぞくち」</li> <li>5 所管 鳥取県</li> </ol>		課題・問題点なし			現行どおり新町に引継ぐ	



行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							専門部会長専決事項		
専門部会名	総務部会		責任者	岡田賢治	ワーキンググループ名	消防防災関係事業		責任者	井澤宏和
合併協定項目	2 5 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い		2 消防防災関係事業		備考		
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点			調整方法	
2	火入れ許可 森林法の規定により、山林火災を予防する焼畑、地ごしらえ等のため、山林近くで火入れを行う場合には、役場に申請して許可を受ける。許可書を2部交付し、1部を消防署へ提出させる。		火入れ許可 森林法の規定により、山林火災を予防する焼畑、地ごしらえ等のため、山林近くで火入れを行う場合には、役場に申請して許可を受ける。許可書を2部交付し、1部を消防署へ提出させる。		担当課が異なる。 岸本町：産業観光課 溝口町：総務課			現行のとおり新町に引き継ぐ （担当は総務課とする）	
3	水防 水害等があった場合に消防団員に出動依頼し、水防活動に努める 1 水防体制 水防本部長は町長 事務局は総務課 水防活動は消防団が行う 水防機関の長は消防団長 2 設備について 水防倉庫 1棟 備蓄資材 別紙のとおり		水防 水害等があった場合に消防団員に出動依頼し、水防活動に努める 1 水防体制 水防本部長は町長 事務局は土木課 水防活動は消防団が行う 水防機関の長は消防団長 2 設備について 水防倉庫 1棟 備蓄資材 別紙のとおり		担当課の統一が必要となる。 岸本町：総務課 溝口町：土木課			現行のとおり新町に引き継ぐ。 （担当は総務課とする。）	



行政現況調書調整一覧表

専門部会長専決事項

専門部会名	総務部会	責任者	岡田賢治	ワーキンググループ名	地域コミュニティ事業	責任者	井澤宏和
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	7地域コミュニティ事業		備考	
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点		調整方法	
1	<p>集落名看板設置事業</p> <p>集落入口に名称版を設置して地理情報を提供する。</p> <p>1 幹線道路から各集落に通じる道路入口に集落名を記載した看板を設置する。</p> <p>2 老朽化すれば更新を実施。</p> <p>3 案内板の形状：鴉尾</p> 	<p>集落名看板設置事業</p> <p>集落入口に名称版を設置して地理情報を提供する。</p> <p>1 幹線道路から各集落に通じる道路入口に集落名を記載した看板を設置する。</p> <p>2 老朽化すれば更新を実施。</p> <p>3 案内板の形状：四角の板面に鬼のシンボルマークと集落名を表示</p> 		案内板の形状が異なる。		合併後、検討する。	

専門部会名	住民環境部会	責任者	永見文夫	ワーキンググループ名	医療費助成事業	責任者	野坂博文
合併協定項目	各種事務事業の取扱い		25-14 医療費助成事業		備考		
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点		調整方法	
1	<p>老人医療に關すること（両町同一の内容）</p> <p>老人保健法に規定される、老人医療に係る事務を処理する。</p> <p>* 老人医療受給対象者に対する保険給付 現物給付（国保連合会及び社会保険診療報酬支払基金に事務を委任して医療機関に医療費の支払を行う。） 現金給付（上記によらない、補装具等の給付を現金により受給者に支払を行う。）</p> <p>* 受給者の資格管理 台帳を整備し、受給者の資格管理を行う。 前年所得により、受給者の負担区分の管理を行う。 } 同一の電算処理を行っている（鳥取県情報センター）</p> <p>* 受給者証の発行 老人医療受給者証の交付 一部負担金及び食事療養費標準負担減額認定証の発行</p> <p>* 補助金及び負担金の交付申請 支払基金交付金・国庫負担金・県負担金</p> <p>* 第三者行為求償事務 交通事故等による第三者行為の求償事務を行う。 実際の事務は国保連合会に委託している。</p>		<p>* 根拠法令が同一であり、事務処理の内容はほぼ同一である。</p> <p>* 高額医療費の申請書の取扱い異なる。 溝口町：年度内に1回申請書を提出 岸本町：該当月毎に申請書を提出</p> <p>* 現金給付の申請から支払までの日程が異なる。 * 保険者番号・受給者番号が新たに設定されるため、新町で新しい受給者証を交付する必要がある。</p>		<p>合併時に一元化をする。 （調整案）</p> <p>* 事務取扱細則は、溝口町の例により合併時に定める。</p> <p>* 高額療養費の申請書の取扱は、合併後受給者の負担軽減のため、溝口町の例により取扱う。（対象とする年度内は、申請を1回とする。）</p> <p>* 現金給付の日程は、合併後岸本町の例により日程を調整し一元化する。</p> <p>（月末までに提出された申請は、第4木曜日に給付する。）</p> <p>* 新しい受給者証は、全集落の集会所等で、合併までに交付を行う。</p>		

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							専門部会長専決事項			
専門部会名	保健福祉部会		責任者	細田 栄	ワーキンググループ名	健康づくり事業		責任者	福岡 泰子	
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25 - 15 健康づくり事業		備考				
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点	調整方法				
1	<p><b>健康手帳作成事業</b></p> <p>【目的】 基本健診受診者・老人医療対象者に健康手帳を交付し、健康に対する意識を向上させる。</p> <p>【内容等】 交付時期 健康手帳の健診記録の記入欄が5年間分のため、5年ごとに手帳を作成し一括更新し交付 対象者 基本健診受診者（20歳以上） また、70歳以上の新規老人医療受給者に、老人医療受給資格証交付時に渡す。</p> <p>様式 米子保健所管内は同一のものを使用</p>		<p><b>健康手帳作成事業</b></p> <p>【目的】 基本健診受診者・老人医療対象者に健康手帳を交付し、健康に対する意識を向上させる。</p> <p>【内容等】 交付時期 健康手帳の健診記録の記入欄がなくなったら更新 対象者 40歳以上の受診者。 また、70歳以上の新規老人医療受給者に、老人医療受給資格証交付時に一緒に交付する。</p> <p>様式 溝口町単独様式</p>		<p>交付方法の違い</p> <p>岸本 一括更新 溝口 順次更新</p> <p>手帳様式の差 岸本 米子保健所管内同一を使用 溝口 町独自（出版社のもの）</p>		<p>○合併時に一元化する。</p> <p>交付対象者 健康診査受診者と 70歳以上の新規老人医療受給者</p> <p>様式・交付 新町で新たに作成し交付する</p>			

専門部会名	住民環境部会	責任者	永見文夫	ワーキンググループ名	児童福祉事業	責任者	森田 司
合併協議項目	各種事務事業の取扱い		25-19児童福祉事業		備考		
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点	調整方法	
1	<p><b>児童手当</b></p> <p>児童を養育する者に対し手当を支給することにより、「家庭における生活の安定」（社会保障・所得保障の観点）及び「次代の社会をになう児童の健全な育成と資質向上に資すること」（児童福祉の観点）を目的とする。</p> <p>小学校就学前の児童を養育している者で、所得が限度額以内の場合、第1子・第2子の児童に対し、1人につき月額5,000円、第3子以降の児童に対し1人につき月額10,000円を支給する。</p> <p>児童手当の区分                      被用者...サラリーマンなど厚生年金加入者                      非被用者...国民年金加入者                      特例給付...所得制限により児童手当が支給されない被用者で、所得が政令で定める一定の額未満であるもの。                      被用者就学前特例給...3歳以上小学校入学前の児童を養育する被用及び特例給付                      非被用者就学前特例給付...3歳以上小学校入学前の児童を養育する非被用者                      支払は6月、10月、2月で、それぞれ前月までの4ヶ月分を支払う。</p>		<p><b>児童手当</b></p> <p>児童を養育する者に対し手当を支給することにより、「家庭における生活の安定」（社会保障・所得保障の観点）及び「次代の社会をになう児童の健全な育成と資質向上に資すること」（児童福祉の観点）を目的とする。</p> <p>小学校就学前の児童を養育している者で、所得が限度額以内の場合、第1子・第2子の児童に対し、1人につき月額5,000円、第3子以降の児童に対し1人につき月額10,000円を支給する。</p> <p>児童手当の区分                      被用者...サラリーマンなど厚生年金加入者                      非被用者...国民年金加入者                      特例給付...所得制限により児童手当が支給されない被用者で、所得が政令で定める一定の額未満であるもの。                      被用者就学前特例給...3歳以上小学校入学前の児童を養育する被用及び特例給付                      非被用者就学前特例給付...3歳以上小学校入学前の児童を養育する非被用者                      支払は6月、10月、2月で、それぞれ前月までの4ヶ月分を支払う。</p>		<p>・国の制度に基づいて実施しているため、課題・問題点はなし。</p>	<p>現行どおりとする。</p>	
2	<p><b>児童扶養手当事務</b></p> <p>父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図る。</p> <p>1. 支給要件...父と生計を同じくしていない児童(18歳到達以降の最初の3月31日までの間にあるもの)を養育する母あるいは母以外の養育者に対して支給される。                      2. 手当額...全部支給：月額42,370円、                      一部支給：所得額、扶養親族数による(H14.8.1改正)                      3. 支給期日...毎年4月、8月、12月にそれぞれ前月までの4ヶ月分を支給。                      4. 市町村の事務                      ・手当の認定及び額改定の請求の受理及びその審査。                      ・現況届、住所変更届等受給者からの届出の受理およびその審査。                      ・証書の交付</p>		<p><b>児童扶養手当事務</b></p> <p>父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図る。</p> <p>1. 支給要件...父と生計を同じくしていない児童(18歳到達以降の最初の3月31日までの間にあるもの)を養育する母あるいは母以外の養育者に対して支給される。                      2. 手当額...全部支給：月額42,370円、                      一部支給：所得額、扶養親族数による(H14.8.1改正)                      3. 支給期日...毎年4月、8月、12月にそれぞれ前月までの4ヶ月分を支給。                      4. 市町村の事務                      ・手当の認定及び額改定の請求の受理及びその審査。                      ・現況届、住所変更届等受給者からの届出の受理およびその審査。                      ・証書の交付</p>		<p>国の法律に基づいて実施しているため、課題・問題点等はなし。</p>	<p>・現行どおりとする。</p>	

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							専門部会長専決事項	
専門部会名	住民環境部会	責任者	永見文夫	ワーキンググループ名	児童福祉事業	責任者	森田 司	
合併協議項目	各種事務事業の取扱い		25-19児童福祉事業		備考			
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点	調整方法		
3	<b>特別児童扶養手当事務</b> 精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、その福祉の増進を図る。 日本国内に住所を有する20歳未満の障害を有する児童を監護する父若しくは母、または父母に代わってその児童を養育している者に支給される。 手当は4月、8月、12月にそれぞれ前月までの4ヶ月分が支払われる。 市町村が行う事務 ・手当の認定、再診断及び額改定の請求の受理及びその審査。 ・所得状況届、住所変更届等受給者からの届出の受理及びその審査。 ・証書の交付		<b>特別児童扶養手当事務</b> 精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、その福祉の増進を図る。 日本国内に住所を有する20歳未満の障害を有する児童を監護する父若しくは母、または父母に代わってその児童を養育している者に支給される。 手当は4月、8月、12月にそれぞれ前月までの4ヶ月分が支払われる。 市町村が行う事務 ・手当の認定、再診断及び額改定の請求の受理及びその審査。 ・所得状況届、住所変更届等受給者からの届出の受理及びその審査。 ・証書の交付		・国の制度に基づいて実施しているため、課題・問題点はなし。		・現行どおりとする	

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							専門部会長専決事項		
専門部会名	保健福祉部会	責任者	細田 栄	ワーキンググループ名	ワーキンググループ名	障害者福祉事業		責任者	景山 昌文
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い		25 - 21 障害者福祉事業		備考			
連番	岸本町	溝口町	課題・問題点	調整方法					
1	<p><b>障害者福祉一般管理事業</b>  <b>【目的】</b>                      障害者福祉の充実と向上  <b>《内容等》</b>  <b>【事務概要】</b>                      ・身体障害者手帳交付申請受付等事務（西部福祉保健局へ進達）                      ・療育手帳交付申請受付等事務（西部福祉保健局へ進達）                      ・精神障害者保健福祉手帳及び通院医療費公費負担患者票交付申請受付等事務（米子保健所へ進達）                      ・特別障害者手当認定請求受付等事務（西部福祉保健局へ進達）                      ・障害児福祉手当認定請求受付等事務（西部福祉保健局へ進達）                      ・心身障害者扶養共済年金加入申込等受付事務                      ・障害者自動車税減免申請に係る生計同一証明事務                      ・障害者有料道路通行料金金割引証交付事務                      ・障害者NHK放送受信料の減免証明事務</p>	<p><b>障害者福祉一般管理事業</b>  <b>【目的】</b>                      障害者福祉の充実と向上  <b>《内容等》</b>  <b>【事務概要】</b>                      ・身体障害者手帳交付申請受付等事務（日野福祉保健局へ進達）                      ・療育手帳交付申請受付等事務（日野福祉保健局へ進達）                      ・精神障害者保健福祉手帳及び通院医療費公費負担患者票交付申請受付等事務（日野福祉保健局へ進達）                      ・特別障害者手当認定請求受付等事務（日野福祉保健局へ進達）                      ・障害児福祉手当認定請求受付等事務（日野福祉保健局へ進達）                      ・心身障害者扶養共済年金加入申込等受付事務                      ・障害者自動車税減免申請に係る生計同一証明事務                      ・障害者有料道路通行料金金割引証交付事務                      ・障害者NHK放送受信料の減免証明事務</p>	<p>事務内容は同一である。                      管轄する福祉保健局が異なる。</p>	<p>現行どおり新町に引き継ぐ。                      （合併後の郡により管轄する福祉保健局が決定される）</p>					
2	<p><b>障害者支援費事業</b>  <b>【目的】</b>                      障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、障害者を援助し、もつて障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。  <b>【内容等】</b>                      支援費支給  <b>【対象者】</b>                      身体障害者、知的障害者、障害児（18歳未満）  <b>【対象になるサービス】</b>                      施設訓練等支援・・・施設入所、通所                      居宅生活支援・・・デイサービス、居宅介護、短期入所など  <b>【サービス事業者】</b>                      都道府県知事から指定を受けた事業者  <b>【利用の流れ】</b>                      支給申請 調査 支給決定 受給者証交付 事業者との契約                      利用 利用者負担支払 支援費支払（代理受領による）                       知的障害者施設入所者医療費支給                      知的障害者施設に入所している知的障害者の医療費を支給する。                       平成15年度新規事業</p>	<p><b>障害者支援費事業</b>  <b>【目的】</b>                      障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、障害者を援助し、もつて障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。  <b>【内容等】</b>                      支援費支給  <b>【対象者】</b>                      身体障害者、知的障害者、障害児（18歳未満）  <b>【対象になるサービス】</b>                      施設訓練等支援・・・施設入所、通所                      居宅生活支援・・・デイサービス、居宅介護、短期入所など  <b>【サービス事業者】</b>                      都道府県知事から指定を受けた事業者  <b>【利用の流れ】</b>                      支給申請 調査 支給決定 受給者証交付 事業者との契約                      利用 利用者負担支払 支援費支払（代理受領による）                       知的障害者施設入所者医療費支給                      知的障害者施設に入所している知的障害者の医療費を支給する。                       平成15年度新規事業</p>	<p>国の制度のため同一                      支給決定の基準等について事務レベルで調整が必要である。</p>	<p>現行のまま、新町に引き継ぐ。                       支給決定の基準等については、合併後に事務レベルですりあわせを行い、要綱等を制定し実施する。</p>					

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							専門部会長専決事項		
専門部会名	保健福祉部会		責任者	細田 栄	ワーキンググループ名	その他福祉事業		責任者	景山 昌文
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25 - 22 その他福祉事業			備考		
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点		調整方法		
1	制度なし		<p><b>災害援護資金貸付事業</b></p> <p>【目的】 鳥取県西部地震による災害援護資金貸付事業</p> <p>【内容等】 概要 災害弔慰金の支給に関する法律により、住宅の復旧や改修のために、被災した世帯の世帯主に貸付を行う。</p> <p>対象 世帯主の負傷、被災状況が半壊以上、家財の被害金額が3分の1以上、いずれかの被害があった世帯。</p> <p>金額 被害状況に応じて1,500～3,500千円(連帯保証人必要)</p> <p>償還 ・10年間の半年賦償還(最終はH22年度)。3年間は償還猶予。 ・4～6年目の3年間は利子補給あり(結果的に6年間は無利子)。</p> <p>溝口町の状況 ・対象件数:13件(うち3件は繰上償還により完済) ・貸付総額:31,800千円 ・半期毎の平均償還額は1,662千円</p>		鳥取県西部地震の際の貸付金であり、償還のみ事務が残っている。最終償還は平成22年度。		溝口町の例により新町に引き継ぐ。		
2	<p><b>生活保護その他扶助に関すること</b></p> <p>【目的】 生活困窮者の保護に関して、福祉事務所と連携をはかり、相談・ケースワーク等にあたる。</p> <p>【内容等】 1.生活保護法に基づく事務 生活保護に関しては、基本的に福祉事務所の所管であり、町としては、申請窓口として県へ進達を行なうことであるが、民生委員とともに第1段階での相談にあたる最初の窓口となる。ここで、解決できるケースも少なからずある。</p> <p>(事務内容) 相談受付、福祉事務所への連絡 申請の進達 保護金品の交付 要保護者に関する調査</p> <p>(所管事務所) <b>西部福祉事務所</b> (被保護者数) 20人(16世帯)平成15年7月現在</p>		<p><b>生活保護その他扶助に関すること</b></p> <p>【目的】 生活困窮者の保護に関して、福祉事務所と連携をはかり、相談・ケースワーク等にあたる。</p> <p>【内容等】 1.生活保護法に基づく事務 生活保護に関しては、基本的に福祉事務所の所管であり、町としては、申請窓口として県へ進達を行なうことであるが、民生委員とともに第1段階での相談にあたる最初の窓口となる。ここで、解決できるケースも少なからずある。</p> <p>(事務内容) 相談受付、福祉事務所への連絡 申請の進達 保護金品の交付 要保護者に関する調査</p> <p>(所管事務所) <b>日野福祉事務所</b> (被保護者数) 15人(12世帯)平成15年7月現在</p>		国の制度のため同一		<p>合併後の郡により実施者(福祉事務所)が変更となる。</p> <p>現行どおり新町に引き継ぐ。</p> <p>合併後に所管する福祉事務所が変更となる者の取扱いについては、福祉事務所と協議を行う。</p>		

専門部会名	住民環境部会	責任者	永見文夫	ワーキンググループ名	環境衛生関係事業	責任者	小村 健
合併協定項目	各種事務事業の取扱い		25 - 22 その他福祉事業		備考		
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点	調整方法		
3	<p>社会を明るくする研究大会</p> <p>法務省主唱による「社会を明るくする運動」は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更正について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動であり、この運動の一環として広く地域住民の参加を求めもって、犯罪や非行の防止及び犯罪や非行をした人たちの更正保護について地域住民の連帯を推進することを目的として研究大会を行う。</p> <p>西伯郡内の8町村で順番に当番として研究大会を開催する。 平成13年度岸本町で開催 午後1時30分から4時30分まで 主な内容 法務大臣メッセージ伝達 講話「岸本中学校における生徒指導の現状と課題について」 講演「最近の子供の状況」 岸本中学校吹奏楽部による演奏</p> <p>必要経費 1. 大会資料(表紙はひまわりの花をカラー印刷内容は4ページ) 200円×200冊×1.05=42,000円 2. 啓発用品(標語入り栞200枚, シャープペン)10,500円 3. 会場設営費(生花、ロール紙、ビニール袋ほか) 4,921円 平成14年度 会見町で開催 平成15年度 西伯町で開催 例年 5月 開催打ち合わせ 6月 関係者へ案内通知 7月 研究大会開催</p>	<p>社会を明るくする運動</p> <p>法務省主唱による「社会を明るくする運動」は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更正について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動であり、この運動の一環として広く地域住民の参加を求めもって、犯罪や非行の防止及び犯罪や非行をした人たちの更正保護について地域住民の連帯を推進することを目的として研究大会を行う。</p> <p>月間中駅前にて、保護司、更生婦人会で街頭PRを行う。</p>		<p>・西伯郡と日野郡では、社会を明るくする運動に対する取り組み内容が違う。</p> <p>・西伯郡では、持ち回りで研究大会を実施しているが日野郡では、特に各町共催の事業を行っていない。(単町事業のみ。)</p> <p>・市町村合併に伴い、保護区域と定数の見直しが行なわれる予定。</p>	<p>新町が所属する郡の例による。</p> <p>・保護区域の見直しが合併後となるため、当面は、現行どおり、旧町所属の郡の活動を行なう。</p>		



専門部会名	住民環境部会		責任者	永見文夫	ワーキンググループ名	環境衛生関係事業		責任者	野坂博文
合併協定項目			各種事務事業の取扱い	25-24 環境対策事業		備考			
連番	岸本町	溝口町	課題・問題点		調整方法				
1	<p>廃棄物の処理及び清掃に関すること (焼却灰溶融施設の建設含む)</p> <p>エコスラグセンターの建設及び管理に関する事務調整を行う。 (鳥取県西部広域行政管理組合が管理運営する灰溶融施設で、平成16年度から稼働) * 県西部広域行政管理組合との公害防止協定に基づく監視業務</p> <p>* 岸本町庁舎に設置済みの監視モニターの管理 * エコスラグセンター運営協議会(仮称)の事務調整 (事務局 鳥取県西部広域行政管理組合)</p>	該当なし	* 岸本町に設置された施設		現行のとおり新町に引継ぐものとする。				
2	<p>河川水質検査業務</p> <p>河川の水質検査を行う。 ・年6回(奇数月の第1水曜日)8ヶ所で実施。 (平成13年度までは7ヶ所で実施)</p> <p>・採水場所:丸山(藪中宅前)、小林橋、口別所公民館、岸本原、真野、清水池(小町)、谷ノ川(押口)、大江川(上細見/平成14年度から)</p> <p>・検査項目:生物化学的酸素要求量(BOD)、科学的酸素要求量(COD)、溶存酸素量(DO)、PH値、全窒素(T-N)、全リン(清水池)</p> <p>事務手順 水質検査委託業者選定 水質検査実施検査員選定 年6回、委託業者と検査員に依頼し、水質検査実施 水質検査結果、町報掲載</p>	該当なし	岸本町のみ実施		合併後に岸本町の例により新たに定める。 * 合併後、岸本町の例により調査地点を新たに定め引き続き実施する。				
3	<p>岸本町町営公園墓地</p> <p>団地造成などによる、転入者の住環境の整備を目的として設置。町営公園墓地の維持管理を行う。</p> <p>1 墓地の管理 区画数 262区画 許可済区画数 262区画</p> <p>2 公園墓地聖地使用料 町内在住者又は定住予定者 1区画 297,000円 上記以外 1区画 445,500円 (平成12年度から申請の受付を中止している)</p> <p>3 区画の返還に伴う、使用料の返還 未使用の場合:使用料の9割を返還 使用済の場合:原状に回復する。使用料は返還しない。</p> <p>4 公園墓地管理手数料 年間手数料 1区画年間 2,400円 聖地使用許可証再交付手数料 1通 200円</p>	該当事業なし	* 余裕区画はない、増設をする必要がある。(H16.3現在)		現行のとおり新町に引き継ぐものとする。				

専門部会名	住民環境部会		責任者	永見文夫	ワーキンググループ名	保育事業	責任者	山岡範泰
合併協定項目			各種事務事業の取扱い	25 - 26 保育事業		備考		
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点		調整方法			
1	<p>保育所広域入所事業</p> <p>平成9年6月の児童福祉法改正により保育所の入所方式がこれまでの市町村が措置として入所決定する仕組みから保護者が保育所を選択する方式に改められたことによるもの</p> <p>岸本町内在住の児童が町外の保育所に入所するため保育に要する費用(保育単価)を委託料として該当市町村に支払う。</p> <p>委託、受託状況(平成15年4月1日現在)</p> <p>委託 : 五千石保育園(3歳児1人、5歳児1人)</p> <p>受託 : 米子市 ふたば保育所(2歳児1人)</p>	<p>保育所広域入所事業</p> <p>平成9年6月の児童福祉法改正により保育所の入所方式がこれまでの市町村が措置として入所決定する仕組みから保護者が保育所を選択する方式に改められたことによるもの</p> <p>溝口町内在住の児童が町外の保育所に入所するため保育に要する費用(保育単価)を委託料として該当市町村に支払う。</p> <p>現在、溝口町では受託のみで、町外の保育所に委託したことがないため予算は、1,000円だけ計上</p>	問題なし	現行のとおり新町へ引き継ぐ				
2	<p>子育て支援事業</p> <p>少子化対策として子育て支援を行い、子どもを産み育てやすい環境を整備する。</p> <p>乳幼児健康支援デイサービス事業</p> <p>保育所に通っている児童等であって病気の回復期であることから集団保育が困難でかつ、保護者が勤務の都合等により家庭で育児を行うことが困難な児童を一時預かって保育するもの。西部地区では、米子市榎原ベアーズサービスセンターで実施されている。町単独で事業実施は困難なのでベアーズ施設の空状況により広域入所を依頼する。</p>	<p>乳幼児健康支援一時預り事業</p> <p>少子化対策として子育て支援を行い、子どもを産み育てやすい環境を整備する。</p> <p>乳幼児健康支援デイサービス事業</p> <p>保育所に通っている児童等であって病気の回復期であることから集団保育が困難でかつ、保護者が勤務の都合等により家庭で育児を行うことが困難な児童を一時預かって保育するもの。西部地区では、米子市榎原ベアーズサービスセンターで実施されている。町単独で事業実施は困難なのでベアーズ施設の空状況により広域入所を依頼する。</p>	なし	現行のとおり新町に引き継ぐ				

専門部会名	住民環境部会	責任者	永見文夫	ワーキンググループ名	保育事業	責任者	山岡範泰
合併協定項目	各種事務事業の取扱い			25 - 26 保育事業	備考		
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点		調整方法	
3	<p><b>子育て支援計画策定事業</b></p> <p>岸本町では、エンゼルプラン未策定。</p>	<p><b>子育て支援計画策定事業</b></p> <p>子育てと仕事の両立支援を中心として、子どもを生き育てやすいようにするための環境整備を図る。</p> <p>溝口町では、エンゼルプランを平成13年3月に策定済み。</p> <p>【内容】</p> <p>計画の期間：平成13年度から平成22年度までの10ヵ年</p> <p>計画の構想：社会全体での支援、個人の意志の尊重と子育ての環境整備、子どもの人権の尊重等</p>		<p>「次世代育成支援対策推進法」の成立により、自治体は現エンゼルプラン等を見直し、家庭・地域・社会による総合的な少子化対策や子育てを支援する行動計画（平成17年度から10年間）の策定が義務付けられた。</p> <p>溝口町では、現在エンゼルプランを実行中だが、今後は、このエンゼルプランを岸本町の状況を把握しながら、どのように次世代育成支援計画に引き継いでいくかが問題となる。</p> <p>次世代育成支援計画は、合併する自治体に関しては、一元化したものを策定することとなっている。そのため、両町では法律の制定時から統一した事務処理を行ってきた。</p>		<p>・合併後にエンゼルプランの趣旨を次世代育成支援計画に反映させる。</p>	
<div style="text-align: center;"> <pre> graph TD     A[エンゼルプラン + 母子保健 + 健やか親子21] -- 移行 --&gt; B[次世代育成支援計画]                     </pre> </div>							

専門部会名	住民環境部会		責任者	永見文夫	ワーキンググループ名	衛生関係事業		責任者	野坂博文
合併協定項目			各種事務事業の取扱い	25 - 27 衛生関係事業		備考			
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点		調整方法				
1	<p>墓地に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・墓地、納骨堂、火葬場の経営の許可に関する事務を定める</li> </ul>	<p>墓地に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・墓地、納骨堂、火葬場の経営の許可に関する事務を定める</li> <li>・墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項の規定による、経営許可の手続きを、溝口町墓地、埋葬等に関する法律施行細則で定めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権限委譲に伴った事務であり、根拠法令に基づき事務の処理を行っている。事務上の課題・問題点は特にない。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行のまま新町に引継ぐ。</li> <li>・規則等は溝口町の例による</li> </ul>				
2	<p>狂犬病予防事業</p> <p>* 狂犬病予防法に基づき、犬及びその犬の所有者の適正管理を行う。</p> <p>【事務内容】</p> <p>狂犬病予防法に基づく、犬の登録。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鑑札の交付及び登録手数料の徴収</li> <li>・犬の異動の届出に関する事務</li> <li>・狂犬病予防注射済票の交付及び注射済票交付手数料の徴収</li> <li>・登録台帳の整備</li> </ul> <p>【手数料】</p> <p>犬の鑑札登録手数料...一頭につき3,000円</p> <p>狂犬病予防注射済票交付手数料...一頭につき550円</p> <p>犬の鑑札再交付手数料...一頭につき1,600円</p> <p>狂犬病予防注射済票再交付手数料...一頭につき340円</p> <p>犬の登録頭数</p> <p>&lt;12年度&gt; 260頭</p> <p>&lt;13年度&gt; 308頭</p> <p>&lt;14年度&gt; 329頭</p>	<p>狂犬病予防事業</p> <p>* 狂犬病予防法に基づき、犬及びその犬の所有者の適正管理を行う。</p> <p>* 狂犬病予防法の規定による、犬の登録及び注射済票の取扱いについて、溝口町狂犬病予防法施行細則で定めている。</p> <p>【事務内容】</p> <p>狂犬病予防法に基づく、犬の登録。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鑑札の交付及び登録手数料の徴収</li> <li>・犬の異動の届出に関する事務</li> <li>・狂犬病予防注射済票の交付及び注射済票交付手数料の徴収</li> <li>・登録台帳の整備</li> </ul> <p>【手数料】</p> <p>犬の鑑札登録手数料...一頭につき3,000円</p> <p>狂犬病予防注射済票交付手数料...一頭につき550円</p> <p>犬の鑑札再交付手数料...一頭につき1,600円</p> <p>狂犬病予防注射済票再交付手数料...一頭につき340円</p> <p>犬の登録頭数</p> <p>&lt;12年度&gt; 400頭</p> <p>&lt;13年度&gt; 359頭</p> <p>&lt;14年度&gt; 324頭</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犬の登録鑑札と注射済票の交付場所及び交付方法</li> <li>・合併から年度末までの間の注射済票の取扱い方法</li> <li>・鑑札番号の取扱い(県からの権限委譲により両町とも1から使用をしている。)</li> <li>・手数料は同一。調整不要</li> </ul>		<p>合併時に一元化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・注射済票は、合併から年度末までの間、いずれかの町の物を代用する。又は窓口により使い分ける。</li> <li>・旧町で登録した鑑札番号については、そのまま引継ぎ、新町発足後に登録される犬については、新町の鑑札を使用する。</li> <li>・手数料等については同額なのでそのまま新町に引き継ぐ。</li> <li>・施行細則は、溝口町の例による。</li> </ul>				

専門部会名	建設水道部会		責任者	小村 恵吾		ワーキンググループ名	下水道事業(事務関係)		責任者	井本達彦		
合併協定項目			各種事務事業の取扱い	25-30 下水道事業				備考				
連番	岸 本 町			溝 口 町			課題・問題点	調整方法				
1	<p><b>公共下水道施設の維持管理</b></p> <p>公共下水道施設の健全な管理運営、水洗化率の向上と適正な放流水質の維持を図る。</p> <p>現在、供用開始している大殿浄化センター・管渠の維持管理及び公共下水道事業に係る事務。処理場の管理については、業者委託により管理している。また、管渠については、まだ施設が新しいため現在は破損等ないが、将来的には管渠についても修繕等が出てくる。</p> <p>*大殿浄化センター（H13.3供用開始） 2池目 H15完成予定</p> <p>*管路延長 26.6km（15年度末）</p> <p>*接続人数 1,340人（15年度末）</p> <p>*その他 処理場・マンホールポンプの維持管理、水質検査は委託 汚泥については、脱水後米子市下水道部で焼却</p>			<p><b>公共下水道施設の維持管理</b></p> <p>公共下水道施設の健全な管理運営、水洗化率の向上と適正な放流水質の維持を図る。</p> <p>現在、供用開始している溝口浄化センター・管渠の維持管理及び公共下水道事業に係る事務。処理場の管理については、業者委託により管理している。また、管渠については、まだ施設が新しいため現在は破損等ないが、将来的には管渠についても修繕等が出てくる。</p> <p>*溝口浄化センター（H10.3供用開始） 2池目 H14完成</p> <p>*管路延長 18km（15年度末）</p> <p>*接続人数 1,193人（15年度末）</p> <p>*その他 処理場・マンホールポンプの維持管理、水質検査は委託 汚泥については、脱水後米子市下水道部で焼却</p>			<p>両町とも同じような方法で維持管理をしており、課題・問題点なし。</p>		<p>現行のまま新町に引き継ぐ</p>			
2	<p><b>農業集落排水施設の維持管理</b></p> <p>農業集落排水施設の健全な管理運営、水洗化率の向上と適正な放流水質の維持を図る。</p> <p>現在、供用開始している農業集落排水施設（3処理区）・管渠の維持管理及び農業集落排水事業に係る事務。処理場の管理については、業者委託により管理している。また、管渠については、まだ施設が新しいため現在は破損等ないが、将来的には管渠についても修繕等が出てくる。</p> <p>*農集維持管理区域（3処理施設） ・須村処理区 ・吉定処理区 ・久古処理区</p> <p>*管路延長 29.0km（14年度末3処理区計）</p> <p>*接続人数 1,371人（15年度末）</p> <p>*その他 各処理区とも処理場の維持管理、水質検査は委託</p>			<p><b>農業集落排水施設の維持管理</b></p> <p>農業集落排水施設の健全な管理運営、水洗化率の向上と適正な放流水質の維持を図る。</p> <p>現在、供用開始している農業集落排水施設（2処理区）・管渠の維持管理及び農業集落排水事業に係る事務。処理場の管理については、業者委託により管理している。また、管渠については、まだ施設が新しいため現在は破損等ないが、将来的には管渠についても修繕等が出てくる。</p> <p>*農集維持管理区域（2処理施設） ・旭地区処理区 ・金岩地区処理区</p> <p>*管路延長 14.3km（15年度末2処理区計）</p> <p>*接続人数 870人（15年度末）</p> <p>*その他 各処理区とも処理場の維持管理、水質検査は委託</p>			<p>両町とも同じような施設の管理をしており、特に課題・問題点なし。</p>		<p>現行のまま新町に引き継ぐ</p>			
3	<p><b>小規模集合排水施設の維持管理</b></p> <p>小規模集合排水施設の健全な管理運営、水洗化率の向上と適正な放流水質の維持を図る。</p> <p>現在、供用開始している小規模集合排水施設（5処理区）・管渠の維持管理及び小規模集合排水事業に係る事務。処理場の管理については、業者委託により管理している。また、管渠については、まだ施設が新しいため現在は破損等ないが、将来的には管渠についても修繕等が出てくる。</p> <p>*小規模維持管理区域（5処理施設） ・半川処理区・小町処理区・小野処理区・小林処理区・林ヶ原処理区</p> <p>*管路延長 1.9km（15年度末5処理区計）</p> <p>*接続人数 329人（15年度末）</p> <p>*その他 各処理区とも処理場の維持管理、水質検査は委託</p>			<p><b>該当事業なし</b></p>			<p>岸本町のみ実施している事業</p>		<p>現行のまま新町に引き継ぐ</p>			

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							専門部会長専決事項		
専門部会名	建設水道部会		責任者	小村 恵吾		ワーキンググループ名	下水道事業(事務関係)		
合併協定項目			各種事務事業の取扱い	25-30 下水道事業		備考			
連番	岸 本 町		溝 口 町			課題・問題点	調整方法		
4	該当事業なし		合併処理浄化槽管理 町が設置した合併処理浄化槽の維持管理を行う。 維持管理業者に委託して、年4回の維持管理と、法定検査を行う。 既設の合併処理浄化槽は寄附を受け付ける。  *設置済基数 114基(15年度末) *接続人数 285人(15年度末)			溝口町のみが実施している事業		現行のまま新町に引き継ぐ  使用料・手数料等の取扱いで、 事業実施については「溝口町の例 を基に新たに定める」ことで調整 済み	

行政現況調査調整一覧表						専門部会長専決事項	
専門部会名	建設水道部会		責任者	小村 恵吾	ワーキンググループ名	土木建設事業	
合併協定項目			各種事務事業の取扱い	25-31土木建設事業		備考	
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点		調整方法		
1	<p><b>道路の交通制限</b></p> <p>道路工事等の際に交通の安全を図ることを目的とする。</p> <p>道路の維持管理や占用工事等を行う際、交通の制限を行う。事前に関係集落等に周知する（通行止、片側交互通行）。</p> <p>1．占用工事等の申請。 2．道路通行制限について依頼書の提出。 3．制限内容を確認。 4．関係集落等に周知。 (通行の禁止又は制限)</p> <p>第四十六条 道路管理者は、左の各号の一に掲げる場合においては、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>一 道路の破損、欠壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合 二 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合</p>	<p><b>道路の交通制限</b></p> <p>道路工事等の際に交通の安全を図ることを目的とする。</p> <p>道路の維持管理や占用工事等を行う際、交通の制限を行う。事前に関係集落等に周知する（通行止、片側交互通行）。</p> <p>1．占用工事等の申請。 2．道路通行制限について依頼書の提出。 3．制限内容を確認。 4．関係集落等に周知。 (通行の禁止又は制限)</p> <p>第四十六条 道路管理者は、左の各号の一に掲げる場合においては、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>一 道路の破損、欠壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合 二 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合</p>	<p>両町共に道路法に基づいて行っており 課題問題点なし</p>	<p>現行のまま新町に引き継ぐ。</p>			
2	<p><b>該当事業なし</b></p>	<p><b>河川の新設改良、維持管理及び修繕に関すること</b></p> <p>町が管理することとなっている河川の管理を行う。 準用河川 間賀川 1河川 特に管理をしてはいない。 【準用河川】 一級河川・二級河川以外の河川で、住民生活と密接な関係にある河川を町長が指定し、管理をおこなっている河川で、二級河川に関する規定が準用される。</p>	<p>溝口町には準用河川が1河川ある。 岸本町管理の河川はない。</p>		<p>現行のとおり新町に引き継ぐ。</p>		
3	<p><b>河川維持管理事業</b></p> <p>河川の情報を迅速に得て水害等から地域住民を守る。</p> <p>日野川の水位等の情報を河川情報センターからインターネットで情報を得る。</p> <p>(財)河川情報センターと河川情報提供契約をむすぶことにより、荒天時の状況を把握する。</p> <p>システム状況</p> <p>パソコン一式は自町のもので、ソフトについて提供契約をしている。</p>	<p><b>河川維持管理事業</b></p> <p>河川の情報を迅速に得て水害等から地域住民を守る。</p> <p>日野川の水位等の情報を河川情報センターからインターネットで情報を得る。</p> <p>(財)河川情報センターと河川情報提供契約をむすぶことにより、荒天時の状況を把握する。</p> <p>システム状況</p> <p>パソコン一式は自町のもので、ソフトについて提供契約をしている。</p>	<p>両町でそれぞれ河川情報センターから情報を得ている。</p>		<p>合併時に一元化する。 (合併時に1台を廃止し、1台を本庁に残すこととする。)</p>		

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							専門部会長専決事項		
専門部会名	建設水道部会		責任者	小村 恵吾	ワーキンググループ名	土木建設事業		責任者	伊澤靖成
合併協定項目			各種事務事業の取扱い	25-31土木建設事業			備考		
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点			調整方法			
4	<p><b>指名願い、格付、指名停止</b> 公共工事の構成適正化を図ることを目的とする。</p> <p>指名競争参加資格審査申請書（指名願い）について、毎年1月初旬～3月末にかけて、指名競争参加資格審査申請書の受付を行う。約600件の申請がある。</p> <p>有効期間 県内外の業者を問わず1年間 格付 県の格付を参考とする。 指名停止 県が指名停止をしたものについて準拠する。</p>	<p><b>指名願い、格付、指名停止</b> 公共工事の構成適正化を図ることを目的とする。</p> <p>指名競争参加資格審査申請書（指名願い）について、毎年1月初旬～3月末にかけて、指名競争参加資格審査申請書の受付を行う。約600件の申請がある。</p> <p>有効期間 県外業者 2年間、県内業者 1年間 （県の規定に準拠している） 格付 県のを参考にする。 指名停止 溝口町建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱がある。 県が指名停止をしたものについて準拠する。</p>	<p>溝口町には溝口町建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱がある。 岸本町にはない。 岸本町は県内外業者を問わず有効期間は1年であるが、溝口町は県に準拠して県内業者は1年、県外業者は2年である。</p>	溝口町の例による。					
5	<p><b>国有財産及び法定外公共物の管理に関する事</b> 国土交通省所管法定外公共用財産を適正に管理することを目的として次の事務を行う。</p> <p>国有財産法第3章の2に規程する立入及び境界確定に関する事務並びにその他の立入及び境界確定に関する事務</p> <p>国有財産法第8条に規定する用途廃止及び引継に関する事務。ただし、面積が1万㎡以下のものに限る。</p> <p>法定外公共物にかかる国有財産の譲与手続きについて 平成11年7月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の成立によって、機能管理及び財産管理とも市町村の自治事務とされることになり、現に機能を有し、公共の用に供しているものについては、財産の譲与を受けることになった。譲与完了期限は平成17年3月31日。 譲与後の財産(赤線青線等)を管理する条例が必要である。</p>	<p><b>国有財産及び法定外公共物の管理に関する事</b> 国土交通省所管法定外公共用財産を適正に管理することを目的として次の事務を行う。</p> <p>国有財産法第3章の2に規程する立入及び境界確定に関する事務並びにその他の立入及び境界確定に関する事務</p> <p>国有財産法第8条に規定する用途廃止及び引継に関する事務。ただし、面積が1万㎡以下のものに限る。</p> <p>法定外公共物にかかる国有財産の譲与手続きについて 平成11年7月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の成立によって、機能管理及び財産管理とも市町村の自治事務とされることになり、現に機能を有し、公共の用に供しているものについては、財産の譲与を受けることになった。譲与完了期限は平成17年3月31日。 譲与後の財産(赤線青線等)を管理する条例が必要である。</p>	<p>国有財産法、国有財産法施行令等に基づき管理事務を行う。 国有財産特別措置法に基づき譲与事務を行う。</p>	現行のまま新町に引き継ぐ。					
6	<p><b>該当事業なし</b></p>	<p><b>住宅団地販売促進事業</b> 住宅団地の販売促進</p> <p>新聞折り込み広告を実施し、販売促進を図る。残区画（平成16年3月31日現在）を平成16年12月までに町が残区画を取得し、新町に引き継ぐ。</p>	<p>溝口町にのみある事業である。 課題問題点なし。</p>	現行のとおり新町に引き継ぐ。					



行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							専門部会長専決事項	
専門部会名	産業経済部会	責任者	梅原 久義	ワーキンググループ名	農林水産事業	責任者	谷口 仁志	
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い		25 - 32 農林水産事業	備考			
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点	調整方法			
1	<p><b>鮎遊漁承認証発行事務</b></p> <p>【目的】 日野川水系での鮎釣りのため、遊漁承認証の発行をする。</p> <p>【内容等】 鮎釣り期間に日野川漁協より遊漁承認証を預かり、産業観光課で代金等管理をする 鮎釣り期間終了後、日野川漁協に代金、残った遊漁承認証を返却する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遊漁承認証の種類 投網・鮎釣り (一般・中学生・身体障害者・老人・日限)</li> <li>・発行件数 年間約20件</li> <li>・販売手数料 取扱金額の5% (町雑入)</li> </ul>	該当なし		<ul style="list-style-type: none"> <li>・岸本町のみ事務をしている。</li> <li>・両町とも個人商店で取り扱っている。</li> </ul>	合併後に廃止する。			
2		<p><b>小規模零細地域農業への「マッチ」総合支援事業 (計画策定事業)</b></p> <p>【目的】 歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域においての農業者自らの創意・工夫による地域振興計画を策定し、当該集落の農業活性化に資することを目的としている。</p> <p>【内容等】 本事業を実施する場合、町が事業主体となり小規模零細地域農業振興計画を策定する。農林業関係に限らず地域分析を行うことにより、地域のソフト事業充実と、それに必要なハード事業が取り組めることとなる。</p> <p>平成16年度予定 実施地区 溝口町三部二区 営農計画策定推進事業 予算額230千円</p>		溝口町のみ実施している。	溝口町の例により新町に引き継ぐ。			
3	<p><b>農産物加工処理施設管理事業</b></p> <p>【目的】 農産物加工処理施設管理事業</p> <p>【内容等】 施設の名称 岸本町農村環境改善センター生活研修室</p> <p>施設の位置 岸本町大殿(岸本町役場庁舎横)</p> <p>利用内容 町内の加工グループ及び個人が農村環境改善センターの生活研修室を活用し、みそ、豆腐製造を行う。現在利用者の製造目的は、自家消費用である。</p> <p>経費 平成15年度実績 消耗品費 13,000円(消毒液等) 修繕料 777,000円(換気扇) 備品購入費 242,000円(蒸し器・計量器)</p>	<p><b>農産物加工処理施設管理事業</b></p> <p>【目的】 農産物加工処理施設管理事業</p> <p>【内容等】 施設の名称 添谷農産物加工処理施設</p> <p>施設の位置 溝口町添谷</p> <p>利用内容 地元生産の大豆・こんにゃく芋を利用した豆腐・こんにゃくの製造。 加工品の自家消費のほか町イベント時に出品もしている。</p> <p>経費 平成15年度実績 光熱水費 125,675円(電気料) 役務費 57,086円(火災保険料)</p>		なし	現行どおり新町に引き継ぐ。			

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							専門部会長専決事項	
専門部会名	産業経済部会	責任者	梅原 久義	ワーキンググループ名	農林水産事業	責任者	谷口 仁志	
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い		25 - 32 農林水産事業	備考			
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点	調整方法			
4		<p><b>特定農山村地域市町村活動支援事業</b>                      【目的】                      中山間地域の立地条件等を活かした特色ある農林業の展開や地域の魅力を増進する環境、伝統文化の維持・保全に向けた活動を行うため、必要な基金を造成し、中山間地域の活性化を図る。                      【内容等】                      ・対象地域...特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域                      ・平成14年度に特定農山村地域市町村活動支援基金15,000,000円を基金造成し、H14からH18の5年間に中山間地域の活性化事業を実施する。                      ・事業の種類                      産地直接販売推進事業...直販所の整備に関するソフト事業                      新規就農者育成事業...新規就農者に関する相談調査等                      受託組織育成事業...受託作業調整会議等の開催                      地域間交流促進事業...都市との農産物交流、フェスティバル・フェア・マスマスの事業補助                      伝統文化保存事業...福岡神社蛸舞神事の保存(実行委員会への助成)</p>		<p>岸本町は地域指定がなく、この基金での事業ができない。                      合併により、特定農山村地域の要件に該当しなくなった場合であっても、合併前に公示された特定農山村地域である場合は、次の公示が行われるまで引き続き特定農山村地域である。</p>	溝口町の例により新町に引き継ぐ。			
5		<p><b>わさび試験田管理事業</b>                      【目的】                      本町の特産品となるわさびの品種及び最良の栽培方法の選定を行う。                      【内容等】                      溝口町わさび試験田(溝口町栃原)                      パイプハウス6棟(6m×13m)                      溝口町農業振興公社へ管理委託</p>		溝口町のみ実施している。	溝口町の例により新町に引き継ぐ。			
6	<p><b>鳥取県農林水産祭</b>                      【目的】                      鳥取県の主催で行われる鳥取県農林水産祭(とっとり海と大地のフェスタ)に、岸本町特産品の出展、即売を行い、県民に対して岸本町のアピールを行う。                      【内容等】                      ・事務の内容                      出展者の募集、交通手段の調整                      出展、即売に関して県との調整                      期日 11月上旬の土日                      場所 鳥取市布勢運動公園</p>	<p><b>鳥取県農林水産祭</b>                      【目的】                      鳥取県の主催で行われる鳥取県農林水産祭(とっとり海と大地のフェスタ)に、溝口町特産品の出展、即売を行い、県民に対して溝口町のアピールを行う。                      【内容等】                      ・事務の内容                      出展者の募集、交通手段の調整                      出展、即売に関して県との調整                      期日 11月上旬の土日                      場所 鳥取市布勢運動公園</p>		なし	合併後に一元化する。			

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							専門部会長専決事項	
専門部会名	産業経済部会	責任者	梅原 久義	ワーキンググループ名	農林水産事業	責任者	谷口 仁志	
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い		25 - 32 農林水産事業	備考			
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点	調整方法			
7	<p><b>農業経営体活性化事業</b> 【目的】 岸本町農業経営基盤強化促進基本構想の具体化に向けての町やJA等の関係機関・団体等が一体となった活動の促進・認定農業者の育成・指導並びに農用地利用改善団体に対する指導・支援とこれらの活動による地域農業の担い手の確保を促進する。 【内容等】 ・認定農業者等支援活動 ・認定農業者等が経営状況の把握を行うため、農業経営簿記の研修、実践を行う。 ・米子農業改良普及所普及員を講師に月2回程度（9月～4月）研修を行う。</p> <p>農業経営改善計画フォローアップ活動 新規就農者経営検討会などを行い、経営指導を行う。</p> <p>経営実態情報収集提供活動 各種制度の普及推進に取り組む。</p>	<p><b>農業経営体活性化事業</b> 【目的】 溝口町農業経営基盤強化促進基本構想の具体化に向けての町やJA等の関係機関・団体等が一体となった活動の促進・認定農業者の育成・指導並びに農用地利用改善団体に対する指導・支援とこれらの活動による地域農業の担い手の確保を促進する。 【内容等】 ・認定農業者等支援活動 ・認定農業者等が経営状況の把握を行うため、農業経営簿記の研修、実践を行う。 ・日野農業改良普及所普及員を講師に月2回程度（1月～3月）研修を行う。</p> <p>農業経営改善計画フォローアップ活動 新規就農者経営検討会などを行い、経営指導を行う。</p> <p>経営実態情報収集提供活動 各種制度の普及推進に取り組む。</p>		なし	現行どおり、新町に引き継ぐ。			
8	<p><b>中山間地域等直接支払交付金事業</b> 【目的】 中山間地域等の国土の保全、水源かんよう、良好な景観の形成等の多面的機能を確保していくため、急傾斜等の生産条件が不利な田に対して交付金を交付する。 【内容等】 岸本町の推進計画策定 関係集落への事業説明 県に対しての補助事業事務等の打ち合わせ</p> <p>中山間地域等の国土の保全、水源かんよう、良好な景観の形成等の多面的機能を確保していくため、急傾斜等の生産条件が不利な田に対して交付金を交付する。</p> <p>協定対象集落数 16集落 集落協定締結数 14集落 （うち1協定は2集落にまたがり協定締結） 協定面積 2,708,489㎡ （急傾斜574,793㎡、緩傾斜2,133,696㎡）</p>	<p><b>中山間地域等直接支払交付事業</b> 【目的】 中山間地域等の国土の保全、水源かんよう、良好な景観の形成等の多面的機能を確保していくため、急傾斜等の生産条件が不利な田に対して交付金を交付する。 【内容等】 溝口町の推進計画策定 関係集落への事業説明 県に対しての補助事業事務等の打ち合わせ</p> <p>中山間地域等の国土の保全、水源かんよう、良好な景観の形成等の多面的機能を確保していくため、急傾斜等の生産条件が不利な田に対して交付金を交付する。</p> <p>協定対象集落数 48集落 集落協定締結数 47集落 個別協定締結数 1協定 協定面積 5,421,601㎡ 集落協定 5,407,904㎡ （急傾斜4,199,240㎡、緩傾斜1,208,664㎡） 個別協定 13,697㎡ （急傾斜11,126㎡、緩傾斜2,571㎡）</p>		なし	現行どおり新町に引き継ぐ。			

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							専門部会長専決事項	
専門部会名	産業経済部会	責任者	梅原 久義	ワーキンググループ名	農林水産事業	責任者	谷口 仁志	
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い		25 - 32 農林水産事業	備考			
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点	調整方法			
9	該当なし	<b>溝口町しいたけ不時栽培施設管理事業</b> 【目的】 町有財産である、溝口町しいたけ不時栽培施設の管理。昭和61～63年度にかけて自然条件によって生産量の影響を受けない、安定的な経営と農忙期の臨時的雇用により婦人、老人の労働の場を提供することを目的に整備した施設。 【内容等】 管理主体：三部しいたけ生産組合 所在地：溝口町父原603-1 構造及び規模 発生室（鉄骨平屋3棟）1,684㎡ 人工ほだ場（鉄骨平屋）約1,000㎡ その他（作業棟、浸水槽、貯水槽、乾燥場）約513㎡  経費 79,293円（火災保険料）		溝口町のみ実施している。	溝口町の例により新町に引き継ぐ。			
10	<b>岸本町農業改善支援センター運営事業</b> 【目的】 経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営の育成と、それら経営が地域の農業の生産相当部分を担うような農業構造の確立を目指して、認定農業者等に対する相談支援活動を実施するため、岸本町農業経営改善支援センターを設置する。 【内容等】 ・経営改善に関する相談 ・認定農業者制度の活用方策説明会の開催 ・認定志向農業者に対する研修会の開催 ・経営改善スペシャリスト相談会の開催 ・部門別経営改善相互研さん会の開催 ・認定農業者の能力開発のための支援活動 ・認定農業者の経営改善に必要な情報の収集・提供活動  事務局 産業観光課  協力団体等 農業委員会 鳥取西部農業協同組合 西部総合事務所農林局	<b>溝口町農業改善支援センター運営事業</b> 【目的】 経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営の育成と、それら経営が地域の農業の生産相当部分を担うような農業構造の確立を目指して、認定農業者等に対する相談支援活動を実施するため、溝口町農業経営改善支援センターを設置する。 【内容等】 ・経営改善に関する相談 ・認定農業者制度の活用方策説明会の開催 ・認定志向農業者に対する研修会の開催 ・経営改善スペシャリスト相談会の開催 ・部門別経営改善相互研さん会の開催 ・認定農業者の能力開発のための支援活動 ・認定農業者の経営改善に必要な情報の収集・提供活動  事務局 産業課  協力団体等 農業委員会 鳥取西部農業協同組合 日野総合事務所農林局		なし	合併後に一元化する。			

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							専門部会長専決事項	
専門部会名	産業経済部会	責任者	梅原 久義	ワーキンググループ名	農林水産事業	責任者	谷口 仁志	
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い		25 - 32 農林水産事業	備考			
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点	調整方法			
11		その他農業振興事業 【目的】 ・平成2年度に設置した溝口町農村広場(日光地区)の維持。 ・しいたけ品評会を協賛し、生産者意欲の向上を図る。 【内容等】 溝口町農村広場借地料 100,000円 椎茸品評会賞品代 10,000円		なし	溝口町の例により新町に引き継ぐ。			

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							専門部会長専決事項	
専門部会名	産業経済部会	責任者	梅原 久義	ワーキンググループ名	農林水産事業	責任者	谷口 仁志	
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い		25-32 農林水産事業	備考			
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点	調整方法			
1	<p>岸本町農業振興地域整備計画の変更</p> <p>【目的】 岸本町農業振興地域整備計画を地域の発展を考慮して各種事業が適正に実施できるように全体計画の変更を行う。</p> <p>【内容等】 岸本町農業振興地域整備計画を地域の発展を考慮して各種事業が適正に実施できるように全体計画の変更を行う。</p> <p>農業振興地域整備推進協議会の開催 意見集約 関係各部署との調整</p> <p>農業振興計画の見直しは、5年に一度見直しを行うことになっている。 最終計画変更年度は、平成2年度。 個別案件についても協議会を開催し、協議している。</p>	<p>溝口町農業振興地域整備計画の変更</p> <p>【目的】 溝口町農業振興地域整備計画を地域の発展を考慮して各種事業が適正に実施できるように全体計画の変更を行う。</p> <p>【内容等】 溝口町農業振興地域整備計画を地域の発展を考慮して各種事業が適正に実施できるように全体計画の変更を行う。</p> <p>農業振興地域整備推進協議会の開催 意見集約 関係各部署との調整</p> <p>農業振興計画の見直しは、5年に一度見直しを行うことになっている。</p> <p>最終計画変更年度は、平成4年度。</p>		<p>・合併後に新町の区域において、改めて農業振興地域整備計画を定めなければならない。</p>	<p>合併後に新たに定める。</p> <p>現行どおり新町に引き継ぎ、合併後に新町の範囲を対象として一つの農業振興地域の区域を設定し、その地域について、農業振興地域整備計画を定める。</p>			

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							専門部会長専決事項	
専門部会名	産業経済部会	責任者	梅原 久義	ワーキンググループ名	観光事業	責任者	大橋 収	
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い		25 - 33 商工業事業	備考			
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点	調整方法			
1	<p><b>国立公園内における建築等許可事業</b></p> <p>【目的】 国立公園区域内の一定行為について許可届出申請させることにより、自然の景勝地の保全が図られる。</p> <p>【内容等】 自然公園(国立公園)内を風致景観の優秀性・自然度・公園利用上の重要性に応じて区分し、行為規制し保護している。 この区域内で土地の形状変更等の行為について申請があった場合、県に進達をする。特別地域(第1種～3種)・普通地域がある。</p>	<p><b>国立公園内における建築等許可事業</b></p> <p>【目的】 国立公園区域内の一定行為について許可届出申請させることにより、自然の景勝地の保全が図られる。</p> <p>【内容等】 自然公園(国立公園)内を風致景観の優秀性・自然度・公園利用上の重要性に応じて区分し、行為規制し保護している。 この区域内で土地の形状変更等の行為について申請があった場合、県に進達をする。特別地域(第1種～3種)・普通地域がある。</p>		<p>・自然公園法に基づく事務であり、課題・問題はなし。</p>	<p>現行どおり新町に引き継ぐ。</p>			
2	<p><b>特定計量器定期検査業務</b></p> <p>【目的】 計量法に基づき、取引又は証明用に使用されている計量器の正確性を確保し、適正計量を通じ消費者利益を確保する。</p> <p>【内容等】 取引及び証明用の計量に使用している計量器「はかり」を2年に1回定期検査する。(平成13・15年度に実施、平成14年度なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内の検査対象となる計量器を調査し県へ報告する。</li> <li>・調査を基に対象者へ検査の案内通知をする。</li> <li>・検査対象 学校・病院・薬局・保育所・幼稚園等で使用しているはかり 商取引に使用しているはかり</li> </ul> <p>・検査実施場所 岸本町役場 車庫</p> <p>・該当数 約60台(平成15年度実績)</p> <p>・検査体制 検査員 県職員 補助員 一般から募集(費用は県負担) 受付及び検査料徴収 町職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未受検者に対し再通知</li> </ul>	<p><b>特定計量器定期検査業務</b></p> <p>【目的】 計量法に基づき、取引又は証明用に使用されている計量器の正確性を確保し、適正計量を通じ消費者利益を確保する。</p> <p>【内容等】 取引及び証明用の計量に使用している計量器「はかり」を2年に1回定期検査する。(平成13・15年度に実施、平成14年度なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内の検査対象となる計量器を調査し県へ報告する。</li> <li>・調査を基に対象者へ検査の案内通知をする。</li> <li>・検査対象 学校・病院・薬局・保育所・幼稚園等で使用しているはかり 商取引に使用しているはかり</li> </ul> <p>・検査実施場所 溝口町役場 車庫</p> <p>・該当数 約45台(平成16年度実績)</p> <p>・検査体制 検査員 県職員 補助員 一般から募集(費用は県負担) 受付及び検査料徴収 町職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未受検者に対し再通知</li> </ul>		<p>・計量法に基づく事務であり、現行のまま新町に引き継ぐ。</p> <p>・ただし、現在検査を各町役場で実施しており町民の利便性を考慮すれば、今までどおり両町役場の2ヶ所で実施することが望ましい。</p>	<p>現行どおり、新町に引き継ぐ。</p>			

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							専門部会長専決事項	
専門部会名	産業経済部会	責任者	梅原 久義	ワーキンググループ名	観光事業	責任者	大橋 収	
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い		25 - 33 商工業事業	備考			
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点	調整方法			
3	<p><b>皆生トライアスロン事務</b></p> <p>【目的】 米子市が開催する皆生トライアスロンに、共催し事務作業を担当している。</p> <p>【内容等】 開催日 毎年7月下旬 開催場所 米子市他 主催 皆生トライアスロン協会 岸本町は共催 後援 鳥取県教育委員会他</p> <p>・町立植田正治写真美術館が、トライアスロンのエイドステーションとなっている。そこで、選手への食糧の供給、エイドステーション以外のコース上での声援などのため、町内ボランティアを募集する。例年60名程度。</p> <p>・ボランティアには、朝8時に写真美術館に集まっていただき、エイドステーション開所式を行なう。そこで、ボランティアの方に、選手が事故なく、スムーズにいこう連絡する。</p> <p>・大会事務局より、選手への食糧代(パン、フルーツ、ドリンク等)、ボランティアのドリンクが支給される。</p>	該当なし		・岸本町の実施である。	・岸本町の例により、新町に引き継ぐ。			



行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表						専門部会長専決事項	
専門部会名	産業経済部会	責任者	梅原 久義	ワーキンググループ名	観光事業	責任者	安達 広典
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い		25 - 34 観光事業	備考		
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点	調整方法		
1	<p><b>観光客入込動態調査事業</b>                      【目的】                      観光客の入込客数を調査し、観光振興に資する。                      【内容等】                      四半期ごとに年4回観光宿泊客数を調査し、県へ報告する。                      平成9年から実施している。</p> <p>対象施設                      ・宿泊施設 ペンション22施設、大山ロイヤルホテル                      ・観光施設                      大山ガーデンプレイス、大山まきばみるくの里                      植田正治写真美術館、大山ゴルフクラブ                      大山平原ゴルフクラブ、ピアホフ・ガンバリウス</p> <p>・役務費                      観光施設については、FAXを利用しているが、宿泊施設については、回収率を上げるため、また個別のペンション名と宿泊数がわからないように返信用に切手を使い調査を実施している。</p>	<p><b>観光客入込動態調査事業</b>                      【目的】                      観光客の入込客数を調査し、観光振興に資する。                      【内容等】                      四半期ごとに年4回観光宿泊客数を調査し、県へ報告する。                      平成9年から実施している。</p> <p>対象施設                      ・観光施設 榎水高原リフト                      おにっこランド・鬼ミュージアム                      榎水フィールドステーション                      ・娯楽施設 大山アークカントリークラブ</p> <p>・回収方法としては、大山アークカントリーはFAXを利用している。宿泊施設は、自営施設のため該当しない。                      特に予算は、設けていない。</p>		<p>・調査対象施設が、異なっている。                      岸本町：宿泊施設を対象としている                      溝口町：宿泊施設を対象としていない</p>	<p>・岸本町の例により、新町に引き継ぐ。</p>		
2	<p><b>大山の美化を推進する運動</b>                      【目的】                      国立公園大山の美化・保全のため、運動を展開している。                      【内容等】                      大山の一斉清掃                      ・春と秋の年2回、大山周辺の町・県団体等が中心となり、実施している。                      町：関金町・赤碓町・東伯町・大山町・岸本町・溝口町                      国・県：環境省自然保護事務所・県景観自然課・鳥取森林管理署等                      その他：自然公園指導員の会・大山美化財団・大山自治会・榎水自治会</p> <p>・岸本町では大山周辺の観光施設・大山ペンション村自治会の協力により実施</p> <p>大山の頂上作業                      ・年2回土砂の崩落を防止するため、頂上作業に取り組む。</p>	<p><b>大山の美化を推進する運動</b>                      【目的】                      国立公園大山の美化・保全のため、運動を展開している。                      【内容等】                      大山の一斉清掃                      ・春と秋の年2回、大山周辺の町・県団体等が中心となり、実施している。                      町：関金町・赤碓町・東伯町・大山町・岸本町・溝口町                      国・県：環境省自然保護事務所・県景観自然課・鳥取森林管理署等                      その他：自然公園指導員の会・大山美化財団・大山自治会・榎水自治会</p> <p>・溝口町では大山周辺の保養施設・アイノピアペンションビレッジ・自治会の協力により実施</p> <p>大山の頂上保全作業                      ・年2回土砂の崩落を防止するため、頂上作業に取り組む。</p>		<p>・なし</p>	<p>・現行のとおり、新町に引継ぐ。</p>		

行政現況調書調整一覧表

専門部会長専決事項	
責任者	安達 広典

専門部会名	産業経済部会	責任者	梅原 久義	ワーキンググループ名	観光事業	責任者	安達 広典																																	
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25 - 34 観光事業		備考																																		
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点		調整方法																																		
3		<p><b>鬼ミュージアム・おにっ子ランド管理事業</b></p> <p>【目的】 鬼ミュージアム及びおにっ子ランドは、溝口町を代表する観光施設であり、また地域住民の公園としても重要な施設であるので、利用者の意向、要望等も取り入れながら、より適正な管理運営を行う。</p> <p>【内容等】 ・鬼ミュージアム及びおにっ子ランドの管理を(財)溝口町観光開発事業団に委託している。</p> <p>【14年度】 (単位：円)</p> <table border="1"> <tr> <td>印刷製本費</td> <td>693,000 円</td> <td>リーフレット</td> </tr> <tr> <td>修繕料</td> <td>283,500 円</td> <td>施設修繕</td> </tr> <tr> <td>保険料</td> <td>1,357,514 円</td> <td>来館者の保険料</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>31,773,957 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(施設運営、管理委託)</td> <td>(28,954,000円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(施設保守委託)</td> <td>(1,247,337円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(警備委託)</td> <td>(802,620円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(草刈り作業委託)</td> <td>(770,000円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借上料</td> <td>110,000 円</td> <td>バス借上料</td> </tr> <tr> <td>備品購入費</td> <td>31,500 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>34,249,471 円</td> <td></td> </tr> </table> <p>【財源内訳】 一般財源 25,782千円 利用料収入 8,467千円</p>		印刷製本費	693,000 円	リーフレット	修繕料	283,500 円	施設修繕	保険料	1,357,514 円	来館者の保険料	委託料	31,773,957 円		(施設運営、管理委託)	(28,954,000円)		(施設保守委託)	(1,247,337円)		(警備委託)	(802,620円)		(草刈り作業委託)	(770,000円)		借上料	110,000 円	バス借上料	備品購入費	31,500 円		計	34,249,471 円		<p>・溝口町のみで実施している</p>		<p>・溝口町の例により、新町に引き継ぐ。</p>	
印刷製本費	693,000 円	リーフレット																																						
修繕料	283,500 円	施設修繕																																						
保険料	1,357,514 円	来館者の保険料																																						
委託料	31,773,957 円																																							
(施設運営、管理委託)	(28,954,000円)																																							
(施設保守委託)	(1,247,337円)																																							
(警備委託)	(802,620円)																																							
(草刈り作業委託)	(770,000円)																																							
借上料	110,000 円	バス借上料																																						
備品購入費	31,500 円																																							
計	34,249,471 円																																							

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							専門部会長専決事項												
専門部会名	教育部会	責任者	藤井 好文	ワーキンググループ名	学校教育事業	責任者	三宅 祐志												
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	25 - 37 学校教育事業	備考															
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点		調整方法														
1	<p>要保護・準要保護児童・生徒等就学援助</p> <p>【目的】 教育の機会均等等、義務教育無償の精神の具体化として、教育委員会で就学困難な児童・生徒の保護者を認定し、学用品・学校給食・保健医療等の援助を行う（生活保護法による教育扶助対象者を除く）。</p> <p>【内容等】</p> <p>1 要保護・準要保護児童・生徒の認定 学校：保護者からの願い出により調査し、就学援助を必要と認める者を教育委員会への報告 民生委員：保護者からの願い出により調査し、学校に助言を行う。 教育委員会：学校及び民生委員の調査を取りまとめ、要保護及び準要保護児童生徒の認定要領（文部省）に基づき認定を行う。</p> <p>2 就学援助の対象（国の基準） 学用品費、修学旅行費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）、学校給食費、保健医療費</p> <p>3 就学援助費の支給 学校を通じて支給する。</p> <p>4 就学援助費支給者（平成15年度）</p> <table border="0"> <tr><td>小学校</td><td>11名</td></tr> <tr><td>中学校</td><td>8名</td></tr> <tr><td>計</td><td>19名</td></tr> </table>	小学校	11名	中学校	8名	計	19名	<p>要保護・準要保護児童・生徒等就学援助</p> <p>【目的】 教育の機会均等等、義務教育無償の精神の具体化として、教育委員会で就学困難な児童・生徒の保護者を認定し、学用品・学校給食・保健医療等の援助を行う（生活保護法による教育扶助対象者を除く）。</p> <p>【内容等】</p> <p>1 要保護・準要保護児童・生徒の認定 学校：保護者からの願い出により調査し、就学援助を必要と認める者を教育委員会への報告 民生委員：保護者からの願い出により調査し、学校に助言を行う。 教育委員会：学校及び民生委員の調査を取りまとめ、要保護及び準要保護児童生徒の認定要領（文部省）に基づき認定を行う。</p> <p>2 就学援助の対象（国の基準） 学用品費、修学旅行費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）、学校給食費、保健医療費</p> <p>3 就学援助費の支給 学校を通じて支給する。</p> <p>4 就学援助費支給者（平成15年度）</p> <table border="0"> <tr><td>小学校</td><td>19名</td></tr> <tr><td>中学校</td><td>5名</td></tr> <tr><td>計</td><td>24名</td></tr> </table>	小学校	19名	中学校	5名	計	24名	なし。		現行どおり新町に引き継ぐ。		
小学校	11名																		
中学校	8名																		
計	19名																		
小学校	19名																		
中学校	5名																		
計	24名																		

専門部会名	教育部会	責任者	藤井 好文	ワーキンググループ名	文化振興事業	責任者	長谷川 さずか																																		
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	25 - 41 文化振興事業	備考																																					
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点		調整方法																																			
1		<p><b>鬼の館運営事業</b></p> <p>【目的】 鬼の館の保守管理・運営を図る。</p> <p>【内容等】 ・鬼の館主な委託業務内容 (千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業 務 内 容</th> <th>委 託 先</th> <th>委 託 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>音響照明機器操作及び指導業務</td> <td>㈱TSKメディアワーク</td> <td>2,127</td> </tr> <tr> <td>警備</td> <td>中央警備保障㈱</td> <td>225</td> </tr> <tr> <td>清掃業務</td> <td>みつわビル管理</td> <td>381</td> </tr> <tr> <td>空調設備保守点検業務</td> <td>大和設備㈱</td> <td>1,417</td> </tr> <tr> <td>消防用設備保守点検業務</td> <td>(有)米子報知機</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>舞台設備保守点検業務</td> <td>ｼﾞｬｯﾄ-㈱</td> <td>1,071</td> </tr> <tr> <td>舞台吊物機器保守点検業務</td> <td>山陰水道工業㈱</td> <td>231</td> </tr> <tr> <td>ピアノ保守点検業務</td> <td>㈱平田楽器店</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>自家用電気工作物保安業務</td> <td>財団法人中国電気保安協会</td> <td>261</td> </tr> <tr> <td>特殊建築物定期調査業務</td> <td>㈱桑本賢一設計事務所</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td></td> <td>5,955</td> </tr> </tbody> </table> <p>・その他 (千円)                      需要費(光熱水費等) 4,464                      役務費他 490</p> <p>・合 計 10,909</p>	業 務 内 容	委 託 先	委 託 料	音響照明機器操作及び指導業務	㈱TSKメディアワーク	2,127	警備	中央警備保障㈱	225	清掃業務	みつわビル管理	381	空調設備保守点検業務	大和設備㈱	1,417	消防用設備保守点検業務	(有)米子報知機	140	舞台設備保守点検業務	ｼﾞｬｯﾄ-㈱	1,071	舞台吊物機器保守点検業務	山陰水道工業㈱	231	ピアノ保守点検業務	㈱平田楽器店	35	自家用電気工作物保安業務	財団法人中国電気保安協会	261	特殊建築物定期調査業務	㈱桑本賢一設計事務所	67	小 計		5,955			・溝口町の例により新町に引き継ぐ。
業 務 内 容	委 託 先	委 託 料																																							
音響照明機器操作及び指導業務	㈱TSKメディアワーク	2,127																																							
警備	中央警備保障㈱	225																																							
清掃業務	みつわビル管理	381																																							
空調設備保守点検業務	大和設備㈱	1,417																																							
消防用設備保守点検業務	(有)米子報知機	140																																							
舞台設備保守点検業務	ｼﾞｬｯﾄ-㈱	1,071																																							
舞台吊物機器保守点検業務	山陰水道工業㈱	231																																							
ピアノ保守点検業務	㈱平田楽器店	35																																							
自家用電気工作物保安業務	財団法人中国電気保安協会	261																																							
特殊建築物定期調査業務	㈱桑本賢一設計事務所	67																																							
小 計		5,955																																							
2	<p><b>文化財普及活用事業</b></p> <p>【目的】 町が収集した文化財を整理・保管し、広く住民に周知させるため展示を行う。</p> <p>【内容等】 <b>収集資料</b>                      歴史資料 300点以上                      民俗資料                      埋蔵文化財(コンテナ500箱以上)</p> <p><b>展示場所</b>                      教育文化会館3階                      民俗資料室(1)                      民俗資料室(2)                      資料展示室                      役場1階ロビー</p> <p><b>保管庫</b>                      教育文化会館1階倉庫(埋蔵文化財)                      教育委員会プレハブ倉庫(埋蔵文化財)</p>	<p><b>文化財普及活用事業</b></p> <p>【目的】 町が収集した文化財及び美術品を整理・保管し、広く住民に周知させるため展示を行う。</p> <p>【内容等】 <b>収集資料</b>                      歴史資料 約200点                      民俗資料                      埋蔵文化財(コンテナ約270箱)</p> <p><b>展示場所</b>                      日光小学校旧校舎(歴史・民俗文化財)                      鬼の館ホワイエ(町出身作家の作品)</p> <p><b>保管庫</b>                      町民体育館倉庫(町出身作家の作品・歴史資料)                      日光小学校旧校舎(埋蔵文化財)                      青年の家(埋蔵文化財)</p>	なし。	現行どおり新町に引き継ぐ。																																					

行政現況調査調整一覧表

専門部会長専決事項	
責任者	岡田安路

専門部会名	総務部会	責任者	岡田賢治	ワーキンググループ名		その他	
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	42	その他		備考	
連番	岸本町	溝口町	課題・問題点			調整方法	
1	<p>議会に関すること 議会の開催 定例会 年4回(3月、6月、9月、12月) 臨時会 随時 議会招集告示 開会前の3日までに告示する 議会提出案件、議案及び説明資料の調整 ・提出案件 議会運営委員会開催予定日の3日程度前に各課から総務課へ提出させ、案件を整理する。その際に、議案の概要を添付。 ・議案 議案は、各課が決裁後、必要部数(65部)を印刷し、総務課へ提出。総務課が製本。 ・説明資料 説明資料は、各課が決裁後、必要部数(65部)を印刷し、総務課へ提出。総務課が製本。 主要事業等の調べ(予算、条例、その他の議案) 各課ごと、各会計ごとに調整</p>	<p>議会に関すること 議会の開催 定例会 年4回(3月、6月、9月、12月) 臨時会 随時 議会招集告示 開会前の3日までに告示する。 議会提出案件、議案及び説明資料の調整 ・提出案件 議会運営委員会開催予定日の3日程度前に各課から総務課へ提出させ、案件を整理する。その際に、議案の説明概要を添付。 ・議案 議案は、各課が決裁後、総務課へ提出し、総務課が会期日程、議事日程とあわせて印刷、製本する。 ・説明資料 説明資料は、各課が決裁後、総務課に提出し、総務課で印刷、製本する。</p>	<p>議案、説明資料の調整方法、製本方法が違う。 岸本町：決裁から印刷までが担当課、製本は総務課 溝口町：決裁までが担当課、印刷、製本は総務課</p>			<p>岸本町の例により合併時に一元化する。 議案・説明資料の調整方法及び製本方法については、各課が必要部数印刷したものを総務課に提出し、総務課で製本する。</p>	
2	<p>職員団体労働組合 職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する職員団体への対応。 加入組織：自治労 岸本町職員労働組合(課長補佐以下全職員加入) 岸本町現業職員労働組合(現業職員全員加入) 職員団体への対応 交渉及び要望書の窓口：総務課長 組合交渉 執行部：町長、助役、総務課長 組合側：正副執行委員長、書記長、書記次長等の執行委員</p>	<p>職員団体労働組合 職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する職員団体への対応。 加入組織：自治労 溝口町職員労働組合(指定管理職及び一部課長補佐を除く職員が加入) 職員団体への対応 交渉及び要望書の窓口：総務課長 組合交渉 執行部：町長、助役、総務課長 組合側：正副執行委員長、書記長、書記次長等の執行委員</p>	問題なし			現行のとおり新町に引き継ぐ	

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							専門部会長専決事項			
専門部会名	総務部会		責任者	岡田賢治	ワーキンググループ名		その他		責任者	岡田安路
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い		42その他		備考			
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点			調整方法		
3	庁舎管理に関すること 庁舎等施設の保全管理を行う。 岸本町庁舎・農村環境改善センターの適正な維持管理を行うため次のとおりとしている。  【庁舎等維持管理について】 業務内容、委託先等別表のとおり  担当課 総務課		庁舎管理に関すること 庁舎等施設の保全管理を行う。 溝口町庁舎・公民館の適正な維持管理を行うため次のとおりとしている。  【庁舎等維持管理について】 業務内容、委託先等別表のとおり  担当課 総務課		課題・問題点なし			現行のとおり新町に引き継ぐ。 ただし、庁舎清掃委託、消防用設備点検保守管理委託については平成17年3月末までは現契約を新町に引継ぐこととし、平成17年度以降の契約については新たに業者選定等を行い契約をする。		
4	不用品の処分に関すること 備品台帳に掲載された備品について、不要となった備品を適正に処分する。 1. 使用中の物品が不用となったとき、又は使用に耐えなくなったときに出納室に返還する。 2. 不用物品等報告書を作成し、町長へ提出する。 3. 不用の決定をして売却又は廃棄の処分をする。 4. 不用の決定又は処分をするときは不用物品決定(処分)調書により行う。		不用品の処分に関すること 備品台帳に掲載された備品について、不要となった備品を適正に処分する。 1. 使用中の物品が不用となったとき、又は使用に耐えなくなったときに出納室に返還する。 2. 不用物品等報告書を作成し、町長へ提出する。 3. 不用の決定をして売却又は廃棄の処分をする。 4. 不用の決定又は処分をするときは不用物品決定(処分)調書により行う。		課題・問題点なし			現行のとおり新町に引き継ぐ		

# 庁舎管理業務委託先一覧

委託業務名	岸本町			溝口町		
	業務内容	契約先	契約金額	業務内容	契約先	契約金額
庁舎清掃委託	日常清掃 作業時間 8:30～12:00  定期清掃 【庁舎清掃】 床面洗浄樹脂ワックス塗装 6回/年 カーペットクリーニング 1回/年 ガラスクリーニング 4回/年 タイルクリーニング 6回/年 【改善センター清掃】 床面洗浄樹脂ワックス塗装 3回/年 カーペットクリーニング 1回/年 ガラスクリーニング 3回/年 タイルクリーニング 3回/年 木床洗浄ワックス塗装 3回/年	(株)エパークリーン	年額 3,259,200円	日常清掃 作業時間 午前7時から8時間  定期清掃 床面洗浄樹脂ワックス塗装(約1,600㎡) 6回/年 カーペットクリーニング(約600㎡) 1回/年 ガラスクリーニング(約1,600㎡) 2回/年	みつわビル管理(株)	年額 4,830,000円
空調設備保守管理委託	冷房切替点検 A 吸収式冷温水発生機 冷房運転前整備(1回) シーズン中巡回点検(1回) B 冷却塔点検保守整備 C 油ギアポンプ点検保守整備 D エアコン点検保守整備 E ファンコイルユニット点検保守整備 (フィルター清掃含む)	大和設備(株)米子支店	年額 1,785,000円			
空調フィルター清掃委託				建物の天井、床、壁空調機器フィルター清掃 2回/年	みつわビル管理(株)	年額78,750円
庁舎浄化槽維持管理業務委託	維持管理業務 定期点検 24回/年 毎月2回実施 塩素消毒 汚泥濃縮作業  水質分析 流入水 3検体 処理水 3検体	みつわ環境開発(株)	年額 441,000円			
エレベーター保守委託	1 技術員の巡回点検 2 稼動状態に適応したプログラムによる整備 3 24時間機器を遠隔監視し、異常や不都合発生時に出勤、対策を行う。 4 閉じ込めなどの異常時にエレベーター内と管制センターで直接通話を行う。 5 建築基準法に基づく定期検査	(株)日立ビルシステム	【庁舎】 年額 705,960円  【改善センター】 年額 655,200円	エレベーター2基の保守点検 1 技術員の巡回点検 2 稼動状態に適応したプログラムによる整備 3 24時間機器を遠隔監視し、異常や不都合発生時に出勤、対策を行う。 4 閉じ込めなどの異常時にエレベーター内と管制センターで直接通話を行う。 5 建築基準法に基づく定期検査	(株)東芝エレベーター	年額 1,764,000円
消防用設備点検保守管理委託	【庁舎】【改善センター】 下記の点検保守管理を年2回行う。 1 自動火災報知設備 2 消火器具設備 3 誘導灯設備 4 防火・防排煙設備 5 非常警報・放送設備 6 屋内外消火栓設備	寿通信工業(有)	年額 262,500円	下記の点検保守管理を年2回行う。 1 自動火災報知設備 2 消火器具設備 3 誘導灯設備 4 防火・防排煙設備 5 非常警報・放送設備 6 屋内外消火栓設備	(有)米子報知器	年額 152,670円

## 庁舎管理業務委託先一覧

委託業務名	岸本町			溝口町		
	業務内容	契約先	契約金額	業務内容	契約先	契約金額
電気保安管理委託	月次点検 隔月1回 ・変圧器の電圧・電流のチェック及び漏洩電流の測定 年次点検 毎年1回 ・受電設備・構内電線路・非常用予備電源装置の点検	(財)中国電気保安協会	年額 233,457円	月次点検 隔月1回 ・変圧器の電圧・電流のチェック及び漏洩電流の測定 年次点検 毎年1回 ・受電設備・構内電線路・非常用予備電源装置の点検	(財)中国電気保安協会	年額 321,415円
庁舎樹木管理委託(高木)	1 高木の剪定 2 旧庁舎からの移植木の剪定 3 寄植刈込み 4 消毒 5 施肥	(有)影山清香園	年額 572,250円			
庁舎樹木管理委託(低木)	1 低木の剪定 2 消毒	南部広域シルバー人材センター	年額 99,348円			
喫煙台保守点検委託				スモークステーションの保守管理(10台) 4回～6回/年 薬液の交換 フィルター清掃 機器の点検	(有)アプリケーション・イシダ	年額451,500円
上水道受水槽清掃委託				貯水槽清掃殺菌業務委託 清掃殺菌消毒業務 1回/年 水質検査(10項目) 2回/年	(有)サンクリーン	年額54,600円



行政現況調査調整一覧表

専門部会長専決事項	
責任者	岡田安路

専門部会名	総務部会	責任者	岡田賢治	ワーキンググループ名		その他		責任者	岡田安路
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	42	その他		備考			
連番	岸本町	溝口町	課題・問題点				調整方法		
5	<p>物品の購入及び修繕に関すること 物品を集中購入することにより安価で購入することができ、用品の取得、管理に関する事務を円滑に行う。</p> <p>1 消耗品の調達について 事務消耗品等を用品調達基金（歳計外現金）により一括購入する。 購入業者は毎年、予算編成前に3業者から見積を徴する。 「事務用消耗品等請求書」により請求し、払い出す。</p> <p>2 特殊な消耗品、備品及び修繕については各課で対応。</p> <p>3 修繕については管理担当課で対応する。</p> <p>4 共有備品及び修繕については、総務課で対応する。</p>	<p>物品の購入及び修繕に関すること 物品を集中購入することにより安価で購入することができ、用品の取得、管理に関する事務を円滑に行う。</p> <p>1 消耗品の調達について 事務消耗品等を用品調達基金（歳計外現金）により一括購入する。 購入業者は毎年、予算編成前に3業者から見積を徴する。 「事務用消耗品等請求書」により請求し、払い出す。</p> <p>2 特殊な消耗品、備品及び修繕については各課で対応。</p> <p>3 修繕については管理担当課で対応する。</p> <p>4 共有備品及び修繕については、総務課で対応する。</p>	課題・問題点なし				現行のとおり新町に引き継ぐ		
6	<p>損害・賠償保険 町が主催する行事、社会活動中の事故に対して、死亡、入院等の補償をする 公金に損害を受けた場合の損害を補償する。 （1）岸本町総合災害補償制度 町立学校管理下にある者又は町主催行事に参加した者が、その活動中の事故に起因して負傷等を負った場合に給付 （全国町村会総合賠償補償制度の範囲で運用） 死亡給付500万円 後遺障害給付500～15万円 入院給付1～15万円（各区分あり） 通院給付1～6万円（各区分あり） （2）岸本町予防接種事故災害補償制度 町が行政措置として実施する法定外の予防接種で発生した身体 障害等について、補償する 死亡補償4320万円 障害補償4320～2196万円 （全国町村会総合賠償補償制度の範囲で運用） （3）公金総合保険 内容 歳入決算額の20% 支出科目：全国総合賠償保険事業及び公金総合保険事業</p>	<p>損害・賠償保険 町が主催する行事、社会活動中の事故に対して、死亡、入院等の補償をする 公金に損害を受けた場合の損害を補償する。 （1）溝口町総合災害補償制度 町立学校管理下にある者又は町主催行事に参加した者が、その活動中の事故に起因して負傷等を負った場合に給付 （全国町村会総合賠償補償制度の範囲で運用） 死亡給付500万円 後遺障害給付500～15万円 入院給付1～15万円（各区分あり） 通院給付1～6万円（各区分あり） （2）溝口町予防接種事故災害補償制度 町が行政措置として実施する法定外の予防接種で発生した身体 障害等について、補償する 死亡補償4320万円 障害補償4320～2196万円 （全国町村会総合賠償補償制度の範囲で運用） （3）公金総合保険 内容 歳入決算額の20% 支出科目：全国総合賠償保険事業及び公金総合保険事業</p>	課題・問題点なし				現行のとおり新町に引継ぐ。		

行政現況調査調整一覧表

専門部会長専決事項

専門部会名	総務部会	責任者	岡田賢治	ワーキンググループ名		その他		責任者	岡田安路
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	42その他		備考			
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点			調整方法	
7	<p>環境衛生管理 庁舎等における衛生的な環境の確保を図る。 特定建築物のついで届出 厚生省の定めにより都道府県知事に届け出 建築物の名称・所在場所・用途・延べ面積 所有者の氏名及び住所（法人の場合は、事務所の 所在地、代表者の氏名） 環境衛生管理技術者</p> <p>（参考）特定建築物・・・延べ面積が3,000平方メートル以上の建物で店舗・事務所等多数の者が使用し、又は利用する建物</p> <p>岸本町庁舎 3,085平方メートル</p>		<p>（参考）溝口町庁舎 2,264.92平方メートル</p>		環境衛生管理技術者の届出が必要である			<p>合併後、米子保健所に届出を行う。</p> <p>1．平成17年度予算で環境管理技術者を指定し、業務委託契約を行う。</p>	
8	<p>行政財産の使用許可 行政財産の使用を許可する 行政財産の使用の許可を受けようとする者から行政財産使用申請書が、提出された場合、町長の使用許可により、行政財産使用許可書を交付する</p> <p>次に該当する場合、許可できる 1．財産を利用する者のための食堂、売店及びその他の厚生施設を設置する場合 2．学術調査等、公共目的のため講演会等の用に短期間供する場合 3．水道、電気等供給事業その他の公益事業の用に供するためやむを得ないと認める場合 4．災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により、応急として極めて短期間その用に供する場合 5．その他、町の事務若しくは事業又は町の企業の遂行上真にやむを得ないと認める場合</p> <p>使用期間は、1年を限度とする。ただし特別の事由があると認める場合は、1年をこえることができる。</p>		<p>行政財産の使用許可 行政財産の使用を許可する 行政財産の使用の許可を受けようとする者から行政財産使用申請書が、提出された場合、町長の使用許可により、行政財産使用許可書を交付する</p> <p>次に該当する場合、許可できる 1．財産を利用する者のための食堂、売店及びその他の厚生施設を設置する場合 2．学術調査等、公共目的のため講演会等の用に短期間供する場合 3．水道、電気等供給事業その他の公益事業の用に供するためやむを得ないと認める場合 4．災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により、応急として極めて短期間その用に供する場合 5．その他、町の事務若しくは事業又は町の企業の遂行上真にやむを得ないと認める場合</p> <p>使用期間は、1年を限度とする。ただし特別の事由があると認める場合は、1年をこえることができる。</p>		課題・問題点なし。			現状のまま新町へ引継ぐ。	

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表						専門部会長専決事項	
専門部会名	総務部会	責任者	岡田賢治	ワーキンググループ名	自衛隊	責任者	井澤宏和
合併協定項目	2 5 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い 4 2 その他		備考		
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点			調整方法	
9	自衛官募集 自衛隊員を募集する 1 自衛官募集の方法 適齢者名簿については自衛隊米子募集事務所が調査し、作成する。 適齢者（高等学校卒業見込者）に対して資料等を送付する 募集記事の町広報への記載。	自衛官募集 自衛隊員を募集する。 1 自衛官募集の方法 適齢者名簿については自衛隊米子募集事務所が調査し、作成する。 適齢者（高等学校卒業見込者）に対して資料等を送付する 募集記事の町広報への記載。	担当課が異なっている 岸本町：総務課 溝口町：住民課			現行のとおり新町に引き継ぐ  担当課は総務課とする	

専門部会名	企画部会	責任者	杉原良仁	ワーキンググループ名	農村環境改善センター	責任者	草原啓司
合併協議項目	25. 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	42 その他	備考		
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点		調整方法	
10	<p>岸本町農村環境改善センター管理運営 農村総合整備モデル事業で平成元年に建設した農村環境改善センターは、農業経営の研修・実習の場として、農業者等の健康増進、地域連帯感の醸成等を図り、農村の環境整備を組織的に推進する場所である。この農村環境改善センターを維持管理する。部屋別の利用調整については各課対応</p> <p>多目的ホール 地域振興課 移動椅子定員250人 役場関係の諸行事を行う。慰霊祭、成人式、区長会、出初式、太鼓の練習等</p> <p>農事研修室 地域振興課 30人程度の会議が可能 生活研修室 産業観光課 豆腐、味噌加工に利用</p> <p>健康管理室 保健福祉センターに機能移転のため倉庫として利用 健康診断等で利用していた</p> <p>児童室 保健福祉センターに機能移転のため倉庫として利用 健康診断等で利用していた</p> <p>事務室 イベントなどを行う際の控え室 (ピアノ：平成11年7月ライオンズクラブ寄贈) ピアノの調律(年1回)</p>	<p>溝口町農村環境改善センター管理運営 農家の生活改善及び農業者等農村在住者の健康増進を図り、もって農業及び農村の健全な発展と地域住民の連帯感の高揚に資する。この農村環境改善センターを維持管理する。 溝口町有線テレビジョン放送局が設置されている。</p> <p>研修室 CATVの製作に使用 視聴覚研修室 20人程度の会議が可能 各種会議、研修会、公民館活動、イベント控え室</p>		<p>岸本町と溝口町では利用内容に違いがある。 合併後同じ名称の施設が存在し、混乱が生じるので調整が必要。</p>		<p>現行のとおり、新町に引き継ぐ施設の名称については、別途協議</p> <p>現在の管理運営方法を基準とし、新町での管理運営方法を検討する。</p>	

専門部会名	住民環境部会		責任者	永見文夫	ワーキンググループ名	その他事務事業		責任者	小村 健
合併協定項目				各種事務事業の取扱い	25 - 42 その他		備考		
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点		調整方法				
11	<p>行旅要保護者扶助</p> <p>行旅人において、生活困窮者に必要な保護を行なう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行旅人の旅費については、法的根拠がなく、現在は支給していない。病気・ケガ等の場合は救急車を呼ぶ。救急車到着の間、生命の危険が予見されるときは、飲料水・食料を与える等適切な処置を行う。</li> </ul> <p>(平成10年度 予算2,000円 決算額0円以後予算なし) (西部福祉事務所保護係から行旅人から交通費の要求があった場合は、わるよう今年度指導を受けている。)</p>	<p>行旅要保護者扶助</p> <p>行旅人において、生活困窮者に必要な保護を行なう。</p> <p>(平成16年度から)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行旅人の旅費については、法的根拠がなく、支給しない。病気・ケガ等の場合は救急車を呼ぶ。救急車到着の間、生命の危険が予見されるときは、飲料水・食料を与える等適切な処置を行う。</li> </ul> <p>(平成15年度まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行旅要保護者扶助費 1件 500円</li> </ul>	なし	現行どおりとする。					
12	<p>行路病人、行路死亡人及び捨子に関する事務</p> <p>行旅病人、行旅死亡人、捨子に関する救護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・捨子を発見した場合は、警察署、児童相談所に通報緊急保護を要する場合は児童相談所にあずける。</li> <li>・行旅病人及び行旅死亡人取扱法に規定する者については、現在予算措置していない。事例が発生したときは、補正が必要。</li> </ul> <p>(行旅病人の医療費は、国県で負担、死亡人の場合は火葬場使用料を町で負担)</p>	<p>行路病人、行路死亡人及び捨子に関する事務</p> <p>行旅病人、行旅死亡人、捨子に関する救護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・捨子を発見した場合は、警察署、児童相談所に通報緊急保護を要する場合は児童相談所にあずける。</li> </ul> <p>(行旅病人の医療費は、国県で負担、死亡人の場合は火葬場使用料を町で負担)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行旅死亡人取扱費 1件 8,000円 (火葬場使用料)</li> </ul>	なし	現行どおりとする。					
13	<p>戦傷病者、戦没者及び戦没者遺家族に関する事務</p> <p>戦傷病者戦没者遺族等援護法による事務</p> <p>戦傷者特別援護法による事務</p> <p>恩給法に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別弔慰金事務</li> <li>・特別給付金事務</li> <li>・恩給事務</li> <li>・戦没者にかかる慰霊事務(慰霊巡拝、墓参)</li> <li>・各種書状等贈呈事業</li> </ul>	<p>戦傷病者、戦没者及び戦没者遺家族に関する事務</p> <p>戦傷病者戦没者遺族等援護法による事務</p> <p>戦傷者特別援護法による事務</p> <p>恩給法に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別弔慰金事務</li> <li>・特別給付金事務</li> <li>・恩給事務</li> <li>・戦没者にかかる慰霊事務(慰霊巡拝、墓参)</li> <li>・各種書状等贈呈事業</li> </ul>	法令に基づく事務なので調整の必要なし	・現行どおりとする。					